

鶴見区防災計画

～震災対策編～

横浜市鶴見区役所

令和4年3月



よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちが守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。
大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。
私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、**私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。**

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、**私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。**

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、**私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。**

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、**私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。**

平成 25 年 3 月 11 日制定

よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

目次

第1部 総則

第1章 計画の目的と目標	1
第2章 鶴見区の概況	1
第1節 地理的特性	1
第2節 人口と構成等	1
第3節 地域的特性	1
第3章 地震及び被害の想定	2
第1節 想定地震と設定条件	2
第2節 地震被害想定	2
第3節 ライフラインの供給支障	9
第4章 区、区民及び事業者の基本的責務	10
第1節 行政の責務	10
第2節 区民の責務	10
第3節 事業者の責務	10

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組	12
第1節 防災情報通信基盤網の整備	12
第2節 消防の体制	13
第3節 防災備蓄計画	15
第4節 その他の資機材の整備	20
第2章 避難場所等	22
第1節 指定避難所・指定緊急避難場所	22
第2節 広域避難場所及び津波避難場所	27
第3節 その他の避難場所等	27
第3章 緊急輸送路	28
第1節 交通規制計画	28
第2節 緊急輸送路の指定	28
第3節 建設業協会との連携	30
第4節 京浜河川事務所との連携	30
第4章 災害に強い人づくり	31
第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災	31
第2節 防災意識の高揚	33
第3節 日頃からの区民の備え	34
第4節 区民の防災活動の促進	34
第5節 防災訓練の実施	34
第6節 ボランティアとの協力体制の確立	35

第5章 災害に強い地域づくり	36
第1節 自主防災組織の強化	36
第2節 要援護者支援	39
第3節 社会福祉施設等における安全確保対策	39
第4節 事業者の防災体制の確立	40
第5節 外国人支援策	40
第6章 学校施設における安全対策の推進	42
第1節 迅速な応急活動体制の確立	42
第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立	42
第7章 帰宅困難者の安全確保	43
第1節 主要駅周辺等における混乱防止	43
第2節 帰宅困難者事前対策	43

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本	44
第2章 災害対策本部の設置	45
第1節 区災害対策本部等の設置	45
第2節 区本部の廃止・縮小	45
第3節 組織・運営	45
第3章 職員の配置・動員	52
第1節 職員配置計画	52
第2節 職員の動員	52
第4章 情報の収集・伝達	56
第1節 情報受伝達方針	56
第2節 情報受伝達体制	56
第3節 災害情報の収集、報告及び記録	56
第4節 安否情報の提供等	58
第5節 災害時広報・報道	58
第6節 広聴活動	59
第5章 消火及び救助・救急活動	59
第1節 応急活動体制	59
第2節 消火活動	60
第3節 救助・救急活動	61
第6章 医療救護等対策	62
第1節 活動体制	62
第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制	64
第3節 災害に備えた取組	65
第4節 生活衛生	65
第5節 こころのケア対策	65

第7章 応援派遣等の対応	66
第1節 受入体制	66
第8章 被災者等の避難者対策	67
第1節 避難計画	67
第2節 被災者の避難・受入れ	67
第3節 要援護者の避難と援護対策	73
第4節 福祉避難所の開設及び運営	74
第9章 帰宅困難者対策	77
第1節 区本部の対応	77
第2節 関係機関の対応	77
第10章 警備と交通対策	79
第1節 大地震が発生した場合の警備対策	79
第2節 大地震が発生した場合の交通対策	79
第11章 緊急輸送対策	80
第1節 輸送路の確保	80
第2節 輸送体制の確保	80
第12章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	81
第1節 行方不明者の捜索	81
第2節 遺体の取扱い	81
第13章 物資等の供給	83
第1節 応急給水	83
第2節 物資の供給	83
第3節 救援物資の受入れ・配分	84
第14章 災害廃棄物の処理	85
第1節 基本的な考え方	85
第2節 トイレ・し尿対策	85
第3節 家庭系ごみ対策	87
第15章 学校活動と保育	88
第1節 発災時の対応	88
第2節 学校教育の再開に向けた対応	88
第3節 保育の早期再開	89
第16章 災害ボランティア活動	89
第1節 専門的ボランティアの活動	89
第2節 一般ボランティアの活動支援	89
第17章 公共施設等の応急・復旧対応	91
第1節 公共施設における応急対応	91
第2節 土木施設の応急対応	91

第18章 ライフライン等の応急・復旧対策	92
第1節 電気・ガス・電話施設の応急対策	92
第2節 鉄道機関の応急対策	94

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧対策	95
第1節 被災者の生活援護	95
第2節 被災者の住宅確保、応急修理等	96
第3節 災害がれき、津波堆積物の処理	98
第2章 被災認定調査と罹災証明書	98
第1節 被害認定調査と罹災証明書	98
第2節 被災者台帳の整備及び被災者支援システムの活用	99
第3章 復興対策	99

第5部 津波対策

第1章 津波対策の基本	100
第1節 津波の予測	100
第2節 減災レベルの津波の想定	100
第3節 防護レベルの津波の想定	100
第4節 津波による被害	100
第2章 予防対策	101
第3章 応急対策	102
第1節 津波警報等発表時の措置	102
第2節 避難対策等	103

第6部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震に関する情報	106
第2章 防災対応	106
第1節 異常な現象に伴う防災対応	106
第2節 区の活動体制	107
第3節 住民の防災対応等	108

第7部 災害応援計画

第1章 災害応援の基本	109
第1節 横浜市応援連絡体制	109
第2章 災害応援活動等	109
第1節 災害応援活動の準備	109
第2節 災害派遣の基本方針	109
第3節 救援物資の輸送	109
第4節 被災自治体からの被災者受入れ	109

防災コラム

○防災コラム1	被災地に学ぶ「自助」「共助」	11
○防災コラム2	消防団について	14
○防災コラム3	米海軍鶴見貯油施設等の安全対策	14
○防災コラム4	災害時のペット対策	20
○防災コラム5	家庭での備蓄が基本、ローリングストック	21
○防災コラム6	地域防災拠点の運営訓練	25
○防災コラム7	地域防災拠点での多言語対策	41
○防災コラム8	特別警報	54
○防災コラム9	災害時の情報収集方法	57
○防災コラム10	車中泊避難の発生抑制	72
○防災コラム11	緊急入所と福祉避難所避難	75
○防災コラム12	帰宅困難者対策	78
○防災コラム13	「世界津波の日」と「稲むらの火」	101
○防災コラム14	津波てんでんこ	105

資料編（別表1～17）

○別表1	鶴見区防災会議 構成機関一覧
○別表2	帰宅困難者一時滞在施設
○別表3	津波避難施設
○別表4	区食料等集配施設
○別表5	その他の公共施設一覧
○別表6	地域防災拠点一覧
○別表7	福祉避難所一覧
○別表8	広域避難場所一覧
○別表9	医療機関等一覧
○別表10-1	鶴見区協定締結一覧
○別表10-2	横浜市協定締結一覧（抜粋）
○別表11	遺体安置所・区内の「寺」一覧
○別表12	消防署・出張所一覧
○別表13	消防団器具置場所在地一覧
○別表14	警察署・交番・駐在所一覧
○別表15	鶴見区共同防災組織一覧
○別表16	区内教育機関一覧（市立小・中学校除く）
○別表17	区内幼稚園・保育園一覧

第1部 総則

第1章 計画の目的と目標

本計画は、区域における震災による被害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、各防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標とします。

第2章 鶴見区の概況

第1節 地理的特性

鶴見区は、横浜市の北東部に位置し、区内南西部の丘陵地、鶴見川流域の低地、臨海部の埋立地等から形成されています。

主に、臨海部は工業地帯、中心部は商業・住宅地域になっており、住・工・商が混在する地域もあります。丘陵部は区内で数少ない自然が残る住宅地です。

第2節 人口と構成等

- 1 人口は約29万人で、18区中3番目に多い区です。(令和3年12月1日現在推計人口)
- 2 昼夜間人口比率は89.8%で、昼間の人口は2番目に多い区です。
(令和3年6月1日現在推計人口・平成27年国勢調査)
- 3 65歳以上人口の割合は20.1%で、約5人に1人が高齢者となっています。
(令和3年3月31日現在横浜市の人口 年齢(各歳・5歳階級)別男女別人口)
- 4 外国人登録者数は、約14,000人で毎年増加傾向にあります。国籍で見ると、4割弱が中国籍ですが、90か国以上と多国籍化が進んでいます。
- 5 障害者手帳所持者数は約12,000人で、18区中で1番となっています。
(令和元年3月31日現在、(身体・知的・精神)障害者手帳所持者数合計)

第3節 地域的特性

鶴見区は、京浜工業地帯の中核として発展してきた歴史を有し、多数の事業所が立地していますが、近年の産業構造の変化に伴い、臨海部の工業地帯も従来の工業のイメージから、ライフサイエンス(生命科学)やベンチャー企業の研究開発拠点に変貌しつつあります。

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震と設定条件

本市では、平成24年度に地震被害想定調査報告書を公表しました。この結果から、横浜市防災計画では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震及び慶長型地震を想定地震とし、被害想定等を示しています。

想定地震

地震名	解 説
元禄型関東地震	相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震
東京湾北部地震	マグニチュード7.3の首都直下地震
南海トラフ巨大地震	東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震
慶長型地震	神奈川県「平成23年度津波浸水想定検討部会」で設定したマグニチュード8.5の地震。津波被害の検討対象地震

第2節 地震被害想定

想定は、横浜市地震被害想定調査に基づき作成しています。調査において、人口は平成22年国勢調査、建物については固定資産台帳データにより算出しています。

1 調査結果の概要

想定結果の概要は以下のとおりです。

(1) 元禄型関東地震

鶴見区では震度6弱から6強の揺れになり、広い範囲で震度6強以上の強い揺れになります。沿岸部の埋立地や鶴見川流域で液状化現象の可能性が高くなります。強い揺れ等により14,870棟の建物被害が発生し、火災では7,886棟が全焼する甚大な被害が発生し、その結果、273人の死者が予測されます。

ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。

現時点では被害を数値化することは困難ですが、長周期地震動による被害や津波火災の発生も懸念されることから、さらに被害が拡大することが懸念されます。

(2) 東京湾北部地震

鶴見区では震度6弱から6強の揺れになり、広い範囲で震度6弱になります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。

元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの相当な被害が見込まれます。揺れ等により11,349棟の建物被害が発生し、火災では3,480棟が全焼する甚

大な被害が発生し、その結果、141人の死者が予測されます。

ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。

東京都では約30万棟の建物被害、約9,700人の死者が予想されているので、東京の中核機能が発揮されない可能性があり、救助・復旧活動が懸念されます。

(3) 南海トラフ巨大地震

鶴見区では震度5弱から5強の揺れになり、広い範囲で震度5強になります。

沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。

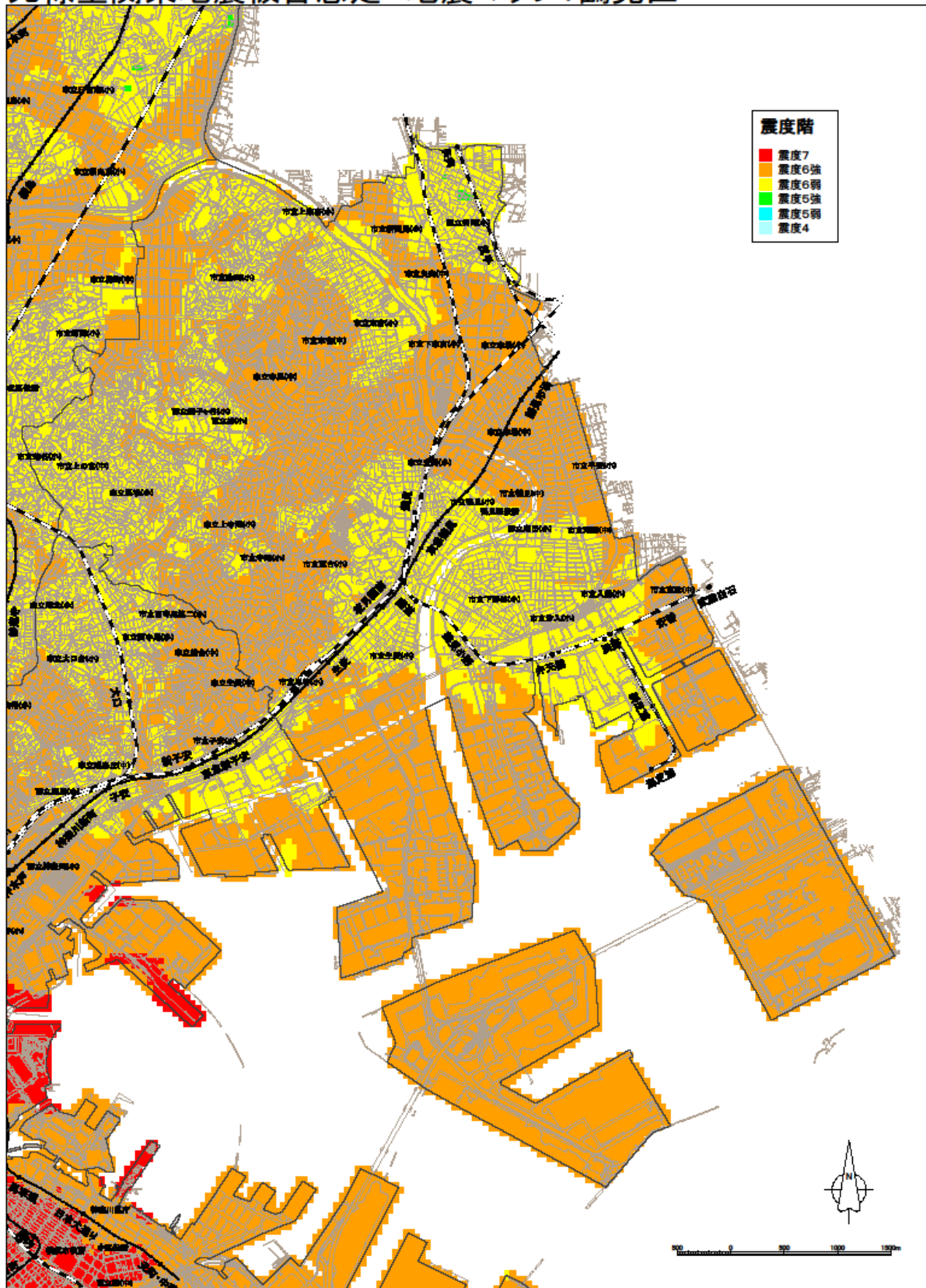
液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回ります。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念されます。

津波による建物被害や交通施設の浸水区間も、慶長型地震ほどではありませんが多数発生します。

(4) 慶長型地震

鶴見区では津波による4,842棟の建物被害が発生し、その結果、8人の死者が予測されます。道路や鉄道も何らかの形で浸水の影響を受ける区間が多数発生します。

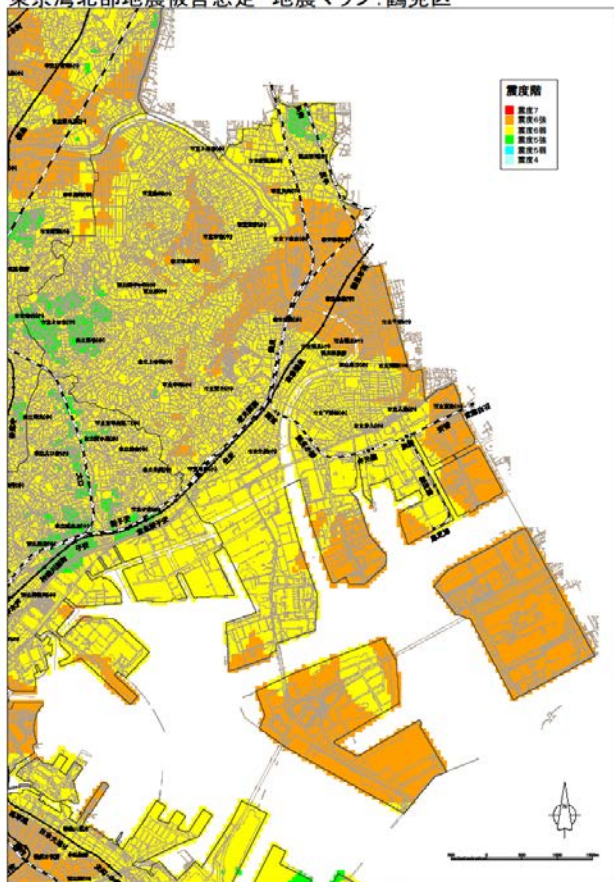
元禄型関東地震被害想定 地震マップ:鶴見区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

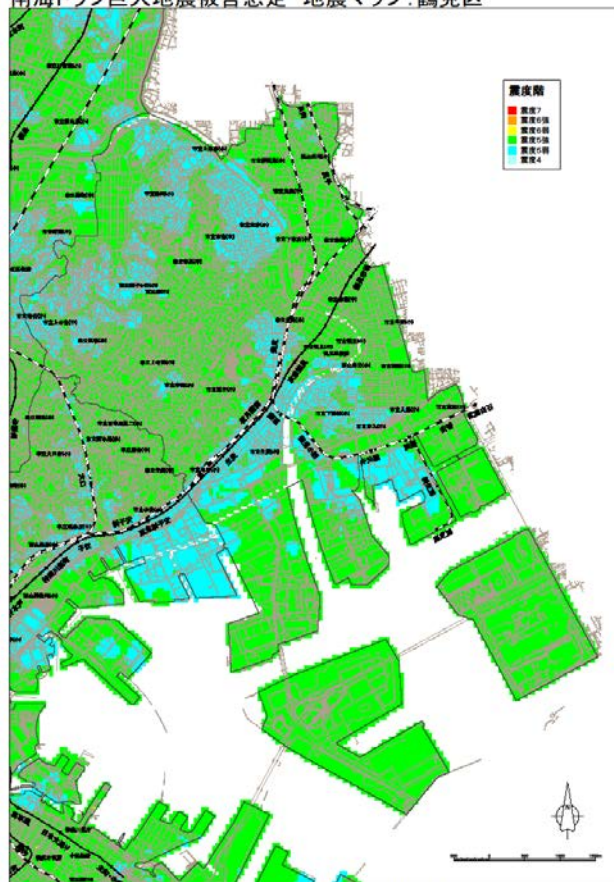
1:32000

東京湾北部地震被害想定 地震マップ:鶴見区



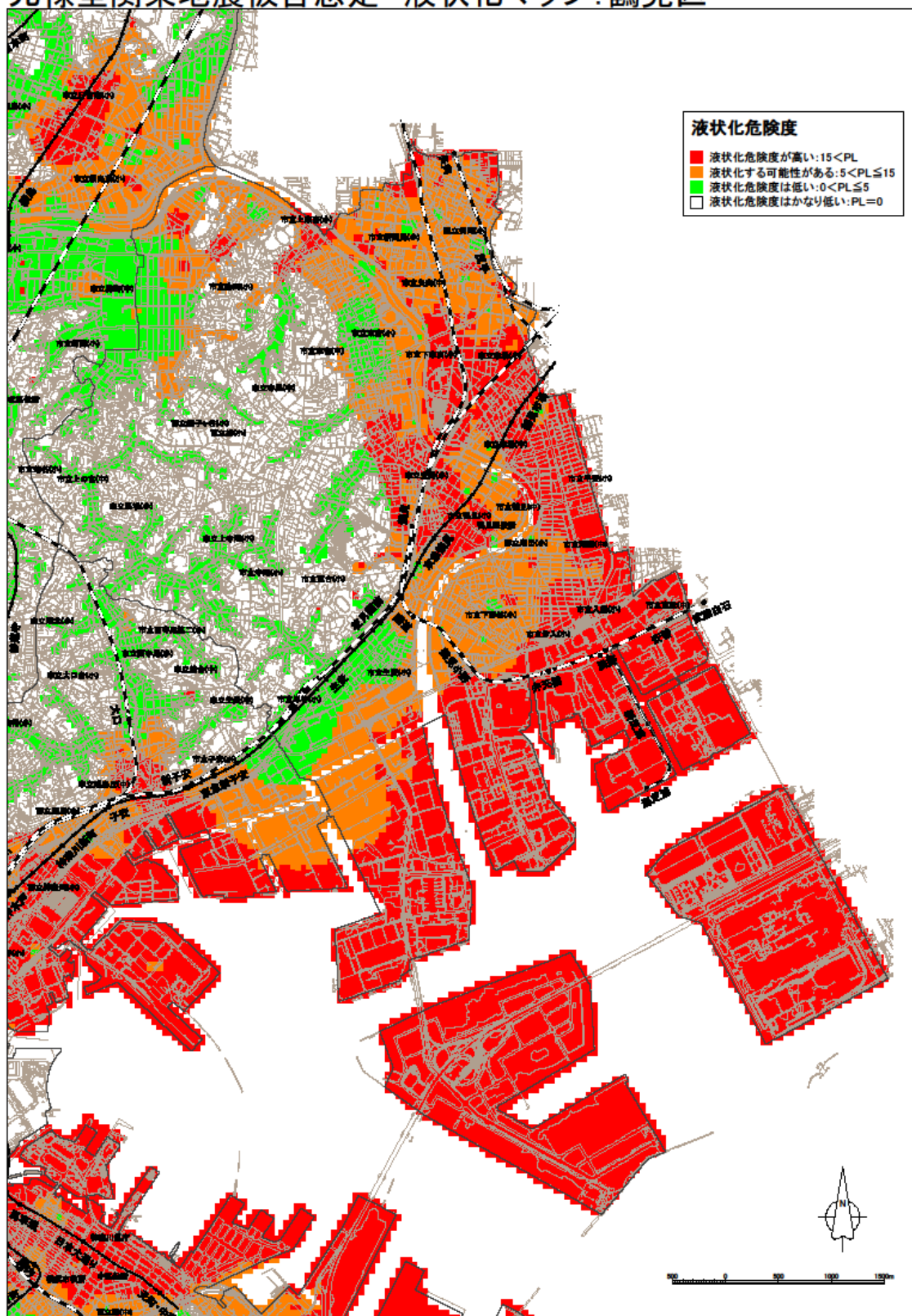
横浜市消防局 平成24年10月作成。横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階級評価を行いました。 1:32000

南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ:鶴見区



横浜市消防局 平成24年10月作成。横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階級評価を行いました。 1:32000

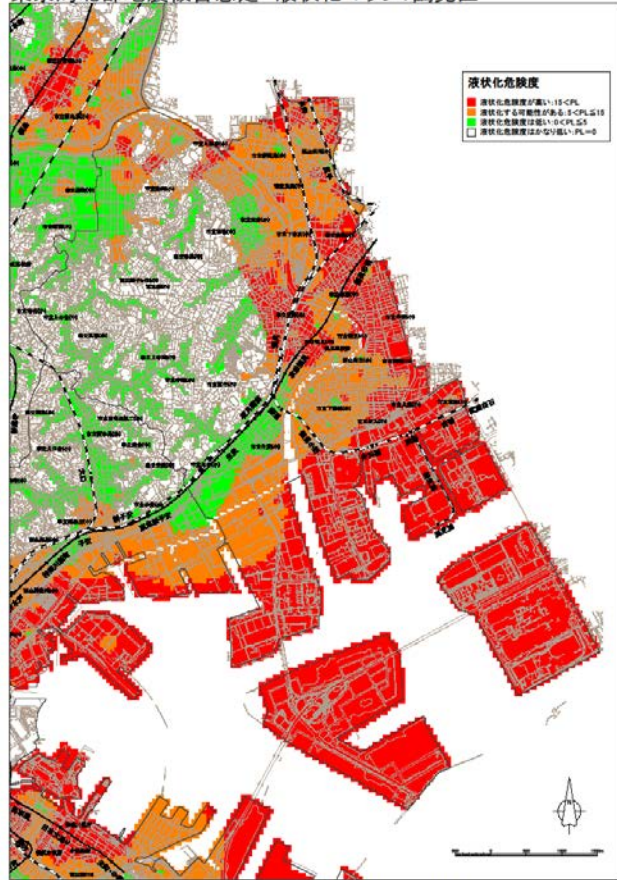
元禄型関東地震被害想定 液状化マップ:鶴見区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

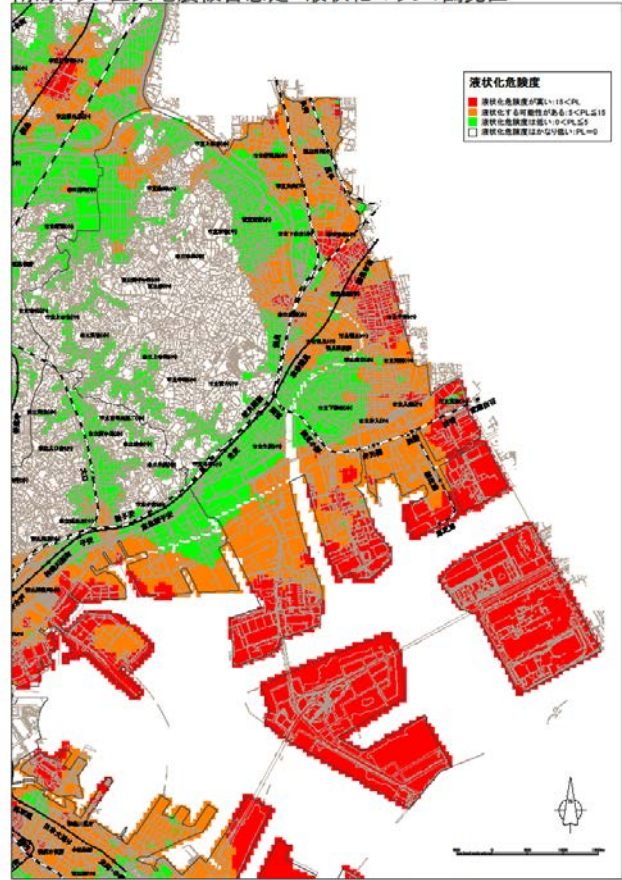
1:32000

東京湾北部地震被害想定 液状化マップ:鶴見区



鶴見区消防局 平成24年10月作成。鶴見区地震被害想定に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。 1:30000

南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ:鶴見区



鶴見区消防局 平成24年10月作成。鶴見区地震被害想定に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。 1:30000

2 鶴見区の被害状況一覧

【平日 18 時を想定】

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ 巨大地震
横浜市	震 度	震度 5 強～7 (市内広い範囲で 震度 6 強以上の揺れ)	震度 4～6 強	震度 5 弱～5 強
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	148,000	33,900	21,800
	火災による焼失棟数(棟)	77,700	13,000	5
	死者(人)	3,260	460	79
	負傷者【重傷者含む】(人)	21,700	4,800	347
	避難者(人)	577,000	234,000	100,000
	上水道の断水世帯数(世帯)	400,000	230,000	93,000
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	73,000	34,000	20,000
	電力の停電世帯数(世帯)	266,246	62,000	91
	電話の不通世帯数(世帯)	54,144	13,000	13
都市ガスの供給停止件数(件)	1,157,296	240,000	0	
鶴見区	震 度	震度 6 弱～6 強	震度 5 強～6 強	震度 5 弱～5 強
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	14,870	1,1349	2,997
	火災による焼失棟数(棟)	7,886	3,480	1
	死者(人)	273	47	0
	負傷者【重傷者含む】(人)	1,771	1,245	20
	避難者(人)	58,283	52,228	8,763
	上水道の断水世帯数(世帯)	43,711	49,404	9,089
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	6,815	5,384	1,557
	電力の停電世帯数(世帯)	23,990	15,264	2
	電話の不通世帯数(世帯)	4,872	3,100	0
都市ガスの供給停止件数(件)	91,792	11,488	0	

※ 数値の表示について：合計値は、有効数字3桁として、上から4桁目を四捨五入しています。このため、区の数値と一致しない場合があります。

第3節 ライフラインの供給支障

水道、下水道、電信電話、電気、ガス等の生活関連施設の被害は、おおむね次のように想定されます。この想定は、平成24年度横浜市地震被害想定調査に基づき作成しました。

上水道

	全世帯数	元禄型関東地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
		断水率 (%)	断水世帯数	断水率 (%)	断水世帯数	断水率 (%)	断水世帯数
鶴見区	146,394	34.8	43,711	39.3	49,404	7.2	9,089
市内全体	1,767,339	25.0	400,000	14.7	230,000	5.8	93,000

下水道

	全世帯数	元禄型関東地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
		被害率 (%)	流下機能支障世帯数	被害率 (%)	流下機能支障世帯数	被害率 (%)	流下機能支障世帯数
鶴見区	146,394	5.42	6,815	4.28	5,384	1.24	1,557
市内全体	1,767,339	4.10	73,000	1.80	34,000	1.20	20,000

電信電話

	全世帯数	元禄型関東地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
		不通率 (%)	不通世帯数	不通率 (%)	不通世帯数	不通率 (%)	不通世帯数
鶴見区	146,394	3.92	4,872	2.50	3,100	0.00	0
市内全体	1,767,339	3.40	54,000	0.80	13,000	0.00	13

電力

	全世帯数	元禄型関東地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
		停電率 (%)	停電世帯数	停電率 (%)	停電世帯数	停電率 (%)	停電世帯数
鶴見区	146,394	19.1	23,990	12.1	15,264	0.0	2
市内全体	1,767,339	16.7	270,000	3.9	62,000	0.0	91

ガス

	需要家件数	元禄型関東地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
		供給支障率 (%)	供給停止件数	供給支障率 (%)	供給停止件数	供給支障率 (%)	供給停止件数
鶴見区	146,394	76	91,792	10	11,488	0	0
市内全体	1,767,339	82	1,200,000	17	240,000	0	0

第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を有効に発揮して震災対策を講ずるとともに、市民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、区は、区民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するための体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る（自助）」の観点から、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料、水、トイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めるとともに、区又は市が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

また、「皆のまちは、皆で守る（共助）」の観点から、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図り、区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

防災コラム 1

～被災地に学ぶ「自助」「共助」～

災害に関する話の中では、「自助」「共助」という言葉が頻繁に出てきます。いざ災害が発生したときには、この言葉の意味が非常に重要となってきます。日頃から十分に理解し、それぞれの立場での防災対策を考えておくことが必要です。

「自助」とは、自分の命は自分で守るということです。災害はいつどこで起こるか分かりませんが、まずは、自分の身は自分で守ることが一番重要です。普段から家族の中で災害について話し合うことも、とても大切です。

「共助」とは、自分の安全が確保された後に、周りの方と助け合うということです。

阪神・淡路大震災でも、多くの人命を救ったのは地域の住民でした。

また、東日本大震災では、自助でみんながしっかり自分の身を守って、各避難所では、地域の共助で被災した人を助けたり、自分では避難できない人の避難を手助けし、避難所運営が行われました。これが地域の防災力です。

個人と、個人の集団である地域とが力を合わせて、災害に強いまちづくりを進めていきましょう。



第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

区民の生命、身体を震災から守るためには、区及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取組を推進します。

この章では、防災力を強化するにあたって、必要な施策について定めています。

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報等などの情報収集機能、迅速・的確な緊急対策の判断支援機能、市民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

また、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）をNTTレゾナント（株）の運営するJ-ampi（安否情報まとめて検索）のWEBサイトに掲載し、インターネットで市民等がその情報を確認できるシステムです。

2 防災行政用無線網

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

3 高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）

消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署、病院等の関係機関を大容量光回線で結び、本市及び関係機関からの情報を集約、ビジュアル化した上でこれらの映像を共有します。また、携帯電話網を利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握することができます。

4 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに事案情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

5 防災スピーカー

防災スピーカーは、緊急時における情報伝達手段として区役所や震災時の地域防災拠点をはじめとする市内各所に設置している屋外スピーカーであり、全国瞬時警報システム（J-ALERT）※の緊急警報伝達システム及び津波警報伝達システムにおいて使用していた屋外スピーカーは、令和2年度から防災スピーカーとして運用しています。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）：国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人口衛星を通じて瞬時に都道府県及び市町村に伝達するシステムです。

6 緊急地震速報

市庁舎等の公共施設に緊急地震速報の受信設備を導入し、受信した際の行動マニュアルを整備しています。

7 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

(1) 災害時優先電話指定の増強

発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う施設等の災害時優先電話の増強指定に向けた取組を進めます。

(2) 防災行政用無線、衛星携帯電話等の整備・更新

情報受伝達手段の多重化を図るため、停電や電話回線の輻そう等が発生した場合でも活用可能な防災行政用無線及び衛星携帯電話を配備しています。なお、防災行政用無線については、関連機器の更新等を定期的に行います。

(3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の整備

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備しています。また、整備した災害時用公衆電話（特設公衆電話）は、地域防災拠点において他の通信手段が途絶した場合など、区災害対策本部との情報伝達手段として必要に応じて活用します。

(4) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会鶴見区支部との連携強化

アマチュア無線は、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会鶴見区支部との連携を強化しています。

8 情報受伝達に関する計画等の策定及び訓練等の実施

鶴見区長は、災害発生時等に行う情報受伝達に関し、通信機器使用不能時の対策も含めた計画等を事前に定めておくこととします。

また、鶴見区長は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、策定した計画等を訓練において検証し、適宜、必要な修正を行うとともに、職員への研修を実施します。

第2節 消防の体制

1 消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が発災現場に到着できるよう、区内には鶴見消防署と9箇所の消防出張所を配置しています。また、大規模地震発生時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車を保有しています。

2 消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、鶴見消防団には消防団本部と8つの分団、その活動拠点となる29箇所の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを28台配備しています。

防災コラム 2

～消防団について～

消防団は、地域防災の担い手として、本来の仕事や学業をしながら、災害や地域活動をする非常勤特別職の地方公務員です。

入団資格は鶴見区に居住又は勤務・在学している満18歳以上の方で男女問わず入団できます。また、報酬として消防団年額報酬、出動報酬、退職報償金が支給されます。



令和3年度鶴見消防団消防操法訓練

3 臨海部のコンビナート地区の体制

京浜工業地帯である鶴見区の臨海部に関する防災体制は、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県防災計画を受けて、「横浜市石油コンビナート等防災対策編」において、事業所における共同防災体制等の予防計画や、本市及び防災関係機関等の処理すべき業務が定められています。これらの特定事業者等は、当該事業所の内部施設の安全だけでなく、各事業所は組織をつくり相互間の協力体制を図っています。

鶴見区内の範囲を含む共同防災組織として、安善町共同防災組織、(株)KSP 大黒神奈川共同防災センター、扇島地区共同防災協議会が結成されています。

※京浜臨海地区町丁名及び鶴見区共同防災組織一覧は、「資料編別表15」を参照

防災コラム 3

～米海軍鶴見貯油施設等の安全対策～

米海軍鶴見貯油施設は、京浜臨海地区（鶴見区安善町）に所在し、第1種事業所に相当する危険物関係施設を有しています。

災害対策については、隣接事業所（安善町共同防災組織）と米海軍当局が消防相互援助協定（昭和53.5.1）を締結し、発災時には、相互に協力して防災活動を実施するよう対策を立てています。

また、消防局においても米海軍当局と消防相互援助協約（昭和60.11.25）を締結し、通報体制、合同訓練の実施及び案内付訪問による実態の把握を行い、災害対策を確立しています。



米海軍鶴見貯油施設におけるタンク火災を想定した合同訓練の様子

第3節 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、区民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

なお、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。

また、在宅医療資材の特殊品目については、自己備蓄を原則とします。

1 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所(消防出張所備蓄庫)、方面別備蓄庫、帰宅困難者用備蓄庫及び津波代替拠点用備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割・整備計画等は、次のとおりです。

区分	役割等	整備状況
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	区内 31 箇所
区役所災害用備蓄庫	地域防災拠点への補給物資基地	市内 18 箇所【区内 1 箇所】 (鶴見区役所)
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	市内 31 箇所【区内 1 箇所】 (入船消防出張所)
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	市内 12 箇所【区内 2 箇所】 (入船公園備蓄庫・總持寺)
帰宅困難者用備蓄倉庫	帰宅困難者用備蓄物資の保管場所として、主要駅付近に設置	市内 4 箇所 (みなとみらい・関内・戸塚新横浜地区)
津波代替拠点用備蓄庫	津波被害により備蓄品が使用できなくなった拠点の保管場所として、各津波代替拠頭に設置	市内 12 箇所【区内 1 箇所】 (市立横浜サイエンスフロンティア高校) 寛政中・生麦小の代替施設

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災区民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が可能であることを踏まえ、避難者1人あたりの2食分(乳児については3日分)を備蓄し、計画的に更新しています。また、食料の備蓄にあたっては、市民ニーズの多様化を踏まえ、想定される避難者数に応じた備蓄体制とします。

加えて、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレトペーパーや、冬季の発災に備えた高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケットなどの生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳児への対策

高齢者については、おかゆを1人あたり2食分備蓄するほか、スープを1人あたり1食分備蓄します。

乳児については、粉ミルク(アレルギー対応のものを含む)を、1人あたり1セット(3日

分) 備蓄します。

また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

(1) 備蓄物資

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰(350ml)、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

(2) 備蓄場所

横浜アリーナ・パシフィコ横浜・関内駅・戸塚駅の周辺に整備した備蓄庫や一時滞在施設等に分散備蓄します。

5 水の確保

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要です。区では、災害用地下給水タンクに、飲料水を確保しているほか、水缶詰の備蓄等を進めています。

なお、水道局では各家庭で「1人1日3リットル、最低3日分で9リットルの飲料水」の備蓄促進を広報しています。

(1) 配水池

普段は浄水場でつくった水道水を一時貯留し、各家庭にお届けする中継施設で、非常時には市民の皆様が必要とする1週間分に相当する水量を確保できます。

鶴見配水池	鶴見区馬場 3-29-32
-------	---------------

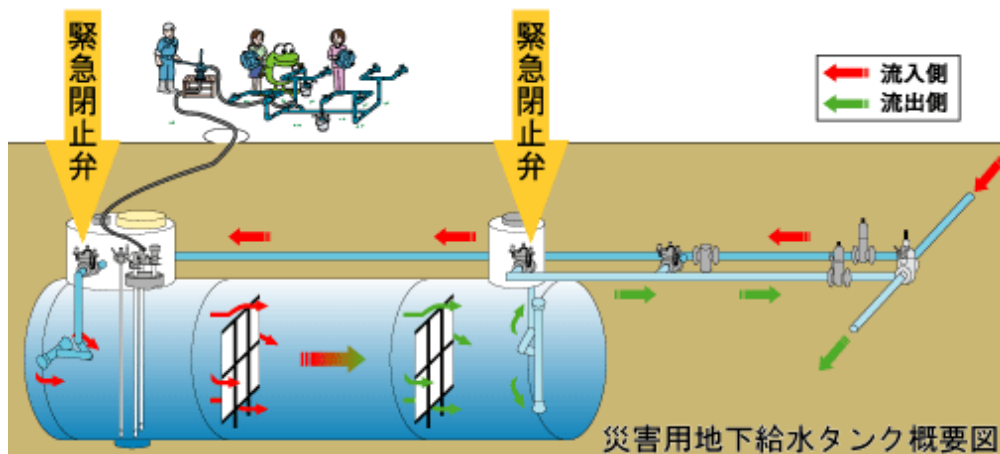
(2) 末吉配水池

川崎市上下水道局が管理する、末吉配水池の災害時の応急給水活動について協力体制が確認されています。発災時は末吉配水池に設置された、「応急給水区画」において、水を確保することができます。

末吉配水池	鶴見区上末吉 1-4-1
-------	--------------

(3) 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、原則として市民の共助により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。

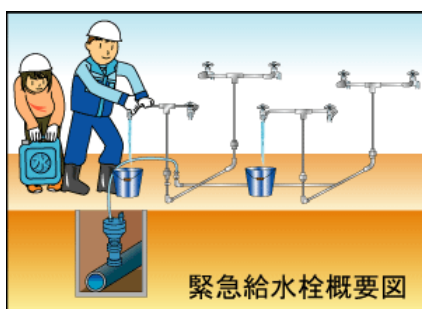


設 置 場 所	
潮田小学校	上末吉小学校
新鶴見小学校	寺尾小学校
生麦小学校	寛政中学校
上の宮中学校	末吉中学校
京浜河川事務所	

(4) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に応急給水装置を取り付けて給水する施設で、地域防災拠点の市立学校、区役所、公園等に設置され、区内における計画上の整備は、完了しています。

水道局職員は、発災後、緊急給水栓までの管路を優先して復旧・確認等を行い、発災後おおむね4日目を以降に断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。



設 置 場 所			
市場小学校	下末吉小学校	市場中学校	生麦中学校
駒岡小学校	寺尾小学校	潮田中学校	矢向中学校
上末吉小学校	豊岡小学校	寛政中学校	鶴見区役所
上寺尾小学校	東台小学校	上の宮中学校	市場公園
汐入小学校	馬場小学校	末吉中学校	工業用水東寺尾配水池
下野谷小学校	生麦小学校	寺尾中学校	
獅子ヶ谷小学校	矢向小学校	鶴見中学校	

(5) 耐震給水栓

耐震給水栓は、配水管から屋外水飲み場までを耐震化するもので、災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備を行っています。

区民は発災後、特別な作業をすることなく、普段と同様に屋外水飲み場（耐震給水栓）から飲料水を確保することができます。

設 置 場 所	
岸谷小学校	末吉小学校

(6) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点等の備蓄は避難者1人あたり2缶、帰宅困難者1人あたり1缶の水缶詰(350ml)を備蓄しています。

(7) 災害応急用井戸の指定、活用

井戸の所有者の協力により、震災時に地域住民が活用する井戸については、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレートを掲げていただいています。

(8) その他

ア 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

イ 雨水利用施設の整備

震災時、防災上重要な拠点となり、建築規模の面からも導入が適している小中学校舎、区庁舎、消防庁舎等において、雨水利用施設（貯留槽）の整備を進めます。

災害時給水マップ

鶴見区

水道局では災害時に飲み水を得られるように、皆さまが住んでいるところから約500メートル以内の小・中学校や公園などに災害時給水所を設置しています。災害時は停電により電話やインターネットも使えない可能性があります。前もってこのマップで近くの災害時給水所を確認しておきましょう。

給水の場所には、必ず、ポリタンク等の容器を持参してください！

 <p>災害用地下給水タンク</p>	 <p>配水池</p>	 <p>緊急給水栓</p>	 <p>耐震給水栓</p>
<p>普段は水道管として使われ、新鮮な水道水が流れています。災害時に水圧が下がると、自動的に出入り口が閉まり、タンク内に飲み水を確保します。</p>	<p>非常時には、市民の皆さまが必要とする飲料水の1週間分に相当する水量を確保します。断水時に給水を行うほか、給水車への水の補給場所となります。</p>	<p>地震に強い水道管(耐震管)に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設です。発災後おおむね4日以内に、水道局職員が断水状況を踏まえて順次仮設の蛇口を設置していきます。</p>	<p>蛇口までの水道管を耐震化した、地震に強い屋外の水飲み場です。災害用地下給水タンクなどが設置されていない48か所の地域防災拠点を対象に整備を進めています。</p>

一部、神奈川区・港北区の給水設備が掲載されています。

第4節 その他の資機材の整備

1 水防用資機材

区分	保管場所	資機材の内容
水防用資機材	各土木事務所	横浜市防災計画 「資料編」のとおり
高潮災害活動用資機材	各ふ頭事務所	
崖崩れ災害活動用資材	本市と協定を締結している各区の防災作業隊	

2 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ1,646個を健康福祉局（動物愛護センター他）、各区役所生活衛生課及び動物病院に備蓄する他、飼い主は震災に備えて、平常時からケージ等の保有に努めます。

また、健康福祉局動物愛護センター及び鶴見区役所生活衛生課では、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、②基本的なしつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用品の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

防災コラム 4

～災害時のペット対策～

地域防災拠点は、ペット同行避難は認められていますが、体育館等の避難スペースで飼い主の方々と一緒に生活することは出来ません。（盲導犬などの介助犬を除く。）

学校敷地内（出来るだけ雨風をしのげる場所）に一時飼育場所を設定しますので、ペットの食事、散歩、飼育場所の清掃などは、飼い主の方々を中心に協力して実施してください。

また、ペット同行避難時のトラブルを避けるため、日頃からの備えとして…

①災害時、万が一ペットと離ればなれになった時のため、鑑札や狂犬病予防注射済票（犬の場合）、迷子札、マイクロチップの装着など飼い主の明示をしましょう。

また、ペットと飼い主が一緒に写った写真などを持っているといいでしょう。

②地域防災拠点では、多くの場合はケージでの飼育となります。日頃から基本的なしつけのほか、ケージに入り続けていられるよう訓練しておきましょう。

③ワクチンや狂犬病予防接種、ダニ・ノミの駆除などもしておきましょう。

④ペットフード（5日分）や飼育ケージなどを用意しておきましょう。

⑤親戚や知人など、緊急時に一時的にペットの預け先を探しておくことも大切です。

【動物救援センター】

災害時の動物救援活動を行う拠点として設置されるものです。飼い主とはぐれたペットの保護收容や返還、各種相談受付等を行います。

現在、市内4か所に設置が予定されています。



～家庭での備蓄が基本、ローリングストック～

災害発生直後は、物資の調達や供給が困難になります。家庭内で3日分の食料等を備蓄するとともに、必要な物品を準備して、いざというときにすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

ローリングストックとは非常時にも食べられる食品をあらかじめ多めに購入し、日常的に使いながら補充することで、いざという時のために備える方法です。

○ 備蓄のポイント

家族の構成や状態を考慮しましょう！

(ご家庭に「乳幼児や高齢者の方」、「加療中や薬を服用中の方」などがある場合)

家庭のトイレに設置して使用できる「トイレパック (凝固剤と処理袋のセット)」も3日以上用意しましょう。※1人1日5個が目安です。

簡単に食べられるインスタント食品や缶詰、レトルト食品などを備蓄しましょう。

1人1日3リットルの飲料水が必要です。家族の人数に合わせてペットボトル等備蓄しましょう。

ローリングストックのイメージ

食べ物や日用品を少し多めに購入、日常生活で消費



災害時に特に必要なもの



第2章 避難場所等

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

※指定避難所の一覧は、「資料編別表6」を参照

(1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難所として、区民に身近な31箇所の市立小中学校を指定しています。

また、地域防災拠点は、避難所としてだけではなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることとなります。

(2) 情報受伝達手段

被害情報や避難状況などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受伝達する通信手段として、デジタル移動無線機を、地域防災拠点に各1台配置しています。

(3) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品、感染症対策用品等を備蓄しています。

(4) 地域防災拠点運営委員会の設置・運営

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

地域防災拠点は被災住民が一定期間生活し、物資の集配や情報収集の拠点となります。この運営は、自治会・町内会を中心とした地域防災拠点運営委員会の住民が中心となって実施しますが、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点を円滑に運営できるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行い、地域防災力の向上に努めます。

また地域防災拠点での訓練等には、横浜防災ライセンス鶴見区連絡会及び横浜市アマチュア無線非常通信協力会鶴見区支部など地域の方の技術や知識を活用しています。

2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、大規模火災や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象種類(災害対策基本法施行令第20条の4)

① 洪水 ②崖崩れ ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火災 ⑦内水※ ⑧火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

【地域防災拠点備蓄品目及び数量一覧表】

〈標準例〉

食料・水	クラッカー・缶入り保存パン	2,000食	水缶詰	2,000缶	おかゆ	460食
	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット	スープ	220食		
生活	ガスかまどセット	1台	紙おむつ・紙パンツ	1,350枚	生理用品	425個
	高齢者用紙おむつ	210枚	アルミブランケット	240枚	毛布	240枚
	トイレトペーパー	192巻	電話コード（特設公衆電話用）	2本	防災行政用無線（デジタル移動無線）延長コード	1基
	LEDランタン	80台	電話機（特設公衆電話用）	2基	トイレパック	5,000セット
	トランシーバー	2台	ビブス（橙・青）	各10枚	防災ラジオ	2台
	防災電話機	1台	テント	2基	組立式仮設トイレ	2基
	簡易トイレ便座	6基	※下水道直結式仮設トイレ	5基	※受水槽用蛇口	1式
救護	リヤカー	2台	グランドシート	10枚	給水用水槽1t	1個
	保温用シート	150枚	松葉杖	5組		
救助	エンジンカッター（防塵眼鏡、皮手袋付）	2台	※ガス式発電機（カセットボンベ12本付）	3台	ジャッキ又はレスキュージャッキ	1台
	※ガソリン式発電機	3台	ヘルメット	10個	金属はしご	1本
	応急担架用ポール	10本	担架	10本	ハンドマイク	2個
	つるはし	5本	大ハンマー	5本	スコップ	5本
	ロープ	5本	てこ棒	5本	大バール	5本
	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本	のこぎり	5本
	掛矢	2個	投光機	5台	多言語表示シート	1式
感染症備蓄品	非接触型体温計	3個	腋下体温計	1個	マスク	500枚
	小さめマスク	300枚	フェイスシールド	30個	アルコール消毒液	20ℓ
	消毒剤（次亜塩素）	6ℓ	雑巾	10枚	使い捨て手袋	500組
	※段ボール間仕切り及びベッド	6セット	養生テープ	10本	ごみ袋（30ℓ）	100枚
	泡ハンドソープ	10本	ペーパータオル	2,000枚	ごみ袋（45ℓ）	100枚
	感染症対策を踏まえた拠点開設スターターキット	一式			受付パーテーション	2枚

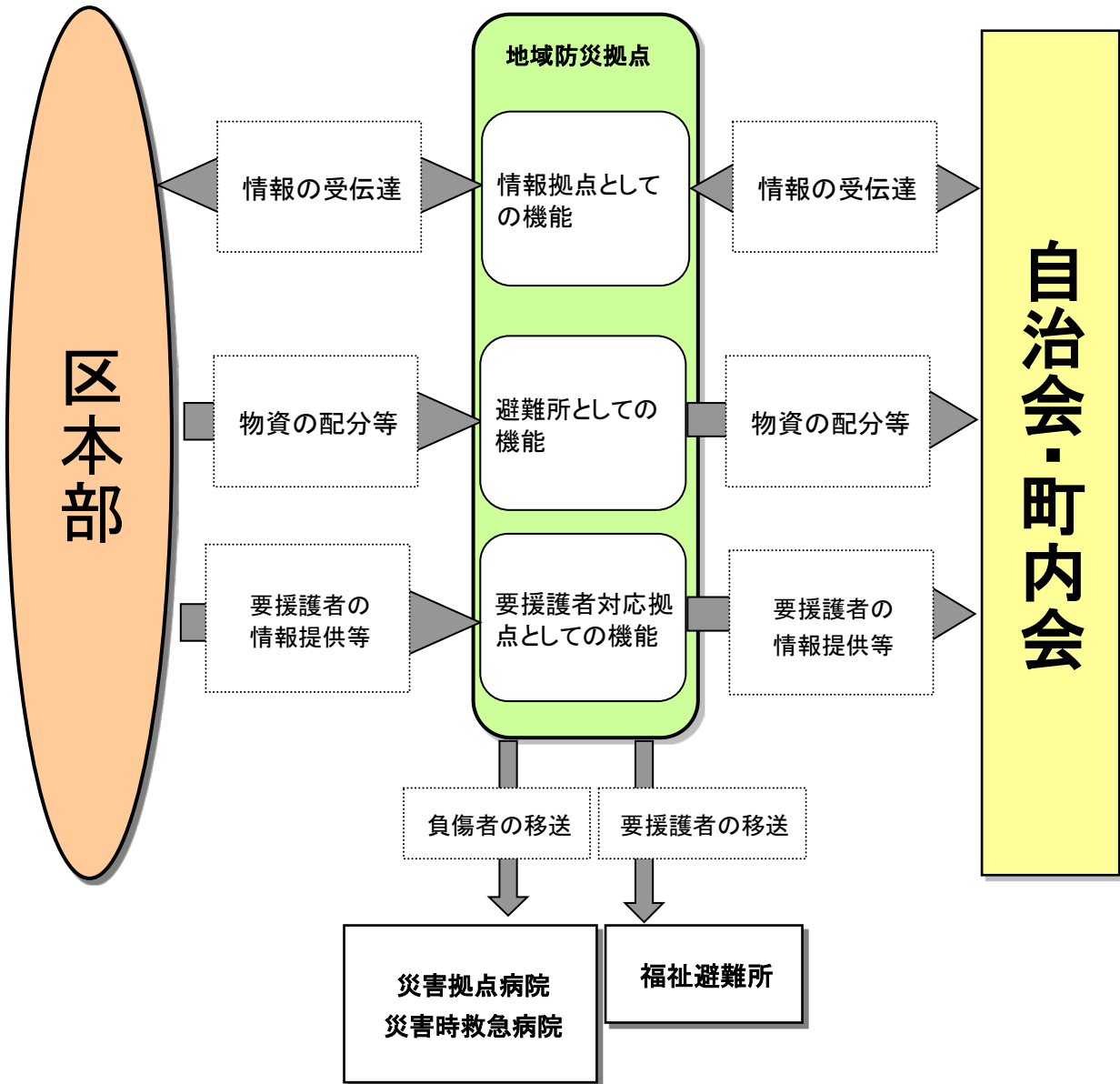
※受水槽用蛇口は一部の拠点のみ。

※区独自にガス式発電機を各拠点1台ずつ配備しています。

※段ボール間仕切り及びベッドは防災備蓄庫以外の場所に保管していることがあります。

区災害対策本部と地域との連携イメージ図

地 域



～地域防災拠点の運営訓練～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、市内 453 校の地域防災拠点のうち、53 箇所で開催されました。震災時の避難所となる地域防災拠点は、自治会・町内会等が中心となって組織する運営委員会が、避難者の協力を得ながら運営する場所です。

この地域防災拠点では、避難所の開設、避難者となる住民の受入れ、避難生活を送るための生活基盤の形成だけでなく、地域の被害状況の把握及び区本部への情報の伝達、備蓄資機材を使用した救出・救護活動、在宅被災者の援護など、被災地となった際の地域における様々な震災対応について、運営委員会と避難者が互いに協力し、住民自治を形成しながら担っていくこととなります。

また、要援護者や女性の視点、外国籍の方々への対応、ペット対策など様々なニーズに対応した避難所づくりも考えながら、地域防災拠点訓練を実施する必要があります。

訓練には、実践型訓練（運営委員を中心として避難所の開設から避難生活に必要な生活基盤を立ち上げるための各種訓練）や図上訓練がありますが、発災時を想定して各機関が連携して訓練を実施することが大事です。

また、平日昼間の発災時など地域の方たちが少ない場合を想定し、地域防災拠点の学校の生徒を中心に、災害時の担い手としての育成をしていくことが必要です。

そのためには、地域、学校、区が連携し地域防災拠点訓練への生徒の参加を促していくことが必要です。



区割り訓練



給水訓練



仮設トイレ組立訓練



女性に配慮したスペースの確保

第2節 広域避難場所及び津波避難場所

1 広域避難場所

広域避難場所は、地震に伴い大火災が発生し、延焼拡大した場合、火災の輻射(ふくしゃ)熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地进行指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでの「長くても数時間程度」と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などは備蓄していません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点が中心となります。(「資料編別表8」を参照)

2 津波避難場所

津波からの避難者を受け入れるため、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート造等の頑丈な建物の3階以上を目安に津波避難場所を確保します。

※津波避難施設の詳細は、「資料編別表3」を参照

第3節 その他の避難場所等

1 福祉避難所

地域防災拠点及び自宅での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

※福祉避難所の詳細は、「資料編別表7」を参照

2 帰宅困難者の一時避難場所・一時滞在施設

地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全を確保し、災害関連情報を提供するための一時避難場所を選定します。

また、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、本市施設や国の施設、主要駅や観光地周辺等の民間施設や商業施設を、一時滞在施設に指定します。

※帰宅困難者支援施設の詳細は、「資料編別表2」を参照

3 補充的な避難所

区長は、地震により多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

4 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所(地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した避難者の安全が確保できる場所)で、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認するほか、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集まる場所です。

(広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。)

第3章 緊急輸送路

第1節 交通規制計画

神奈川県警察は、災害応急対策等のために緊急交通路として確保する必要性の高い道路をあらかじめ指定して交通を規制する「路線規制」と、一定以上の震度を観測した区域と被害が甚大で交通規制が必要であると認められる区域及び津波浸水区域を面で規制する「面規制」の二つの柱で構成された大規模災害等発生時の交通規制計画を策定し、この計画に準じて交通規制を実施します。

第2節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。また、緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

1 第1次緊急輸送路

緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路

2 第2次緊急輸送路

第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路

3 土木事務所長指定路線

緊急輸送路を補完する路線として、土木事務所長があらかじめ指定している路線

【鶴見区内第1次緊急輸送路】

2	国道1号	20	県道14号 鶴見溝口線ほか
3	国道15号	26	[主]環状2号線
11	県道高速横浜羽田空港線	36	市道 大黒橋通線
12	県道高速湾岸線	39	国道357号
15	市道高速湾岸線（大黒線）	54	高速横浜環状北線
19	県道6号 東京大師横浜線	55	市道岸谷生麦線

【鶴見区内第2次緊急輸送路】

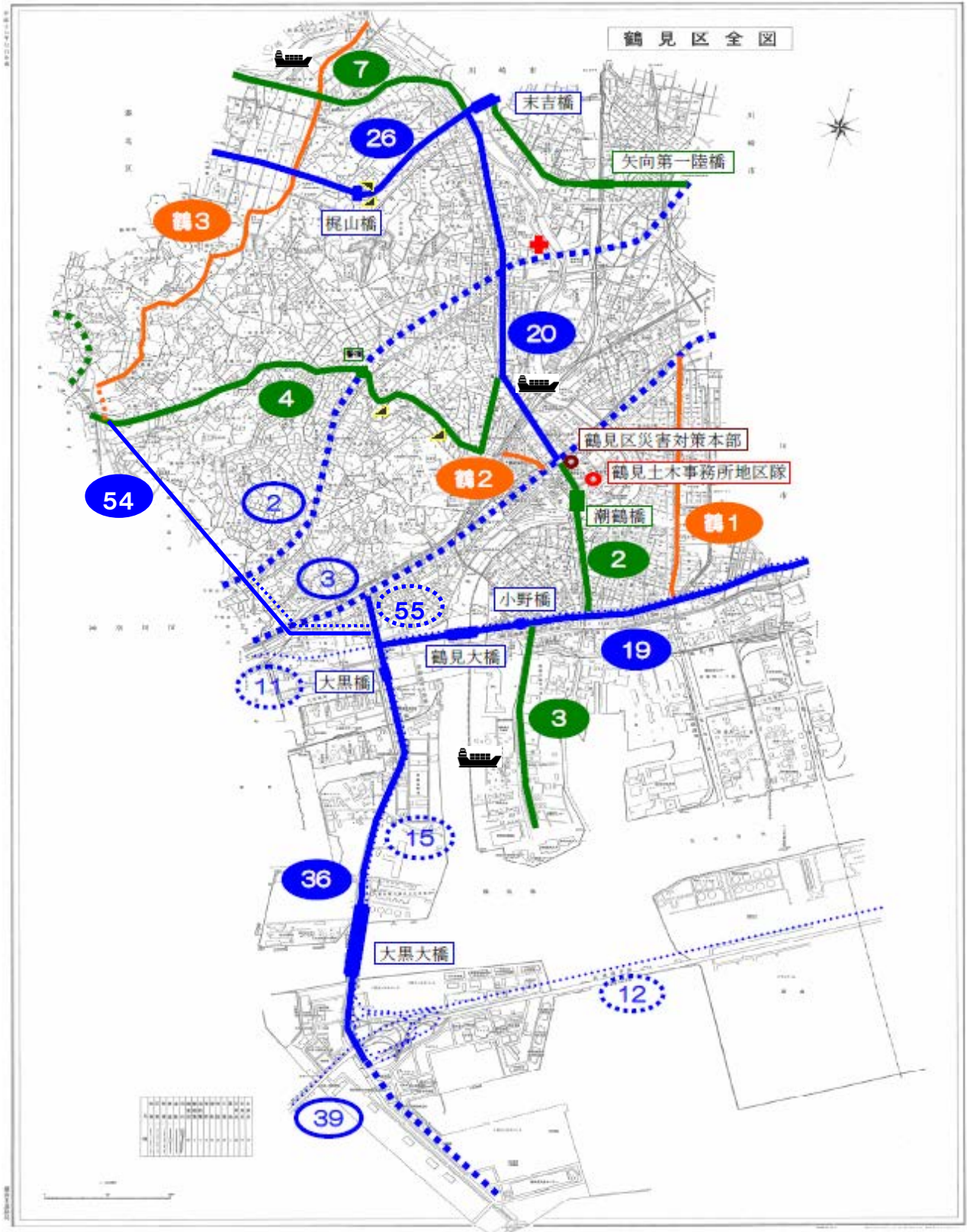
2	市道汐入豊岡線（潮風大通り）
3	市道小野末広線
4	[主]鶴見駅三ツ沢線ほか
7	県道140号 川崎町田線

【土木事務所長指定路線】

鶴1	市道浜町矢向線（ゴム通り）
鶴2	県道104号 鶴見停車場線
鶴3	県道111号 太田神奈川線

※ [主]：主要地方道

鶴見区内の緊急輸送路等



第3節 建設業協会との連携

鶴見土木事務所と社団法人横浜建設業協会（鶴見区会）は、災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うために、定期的に連絡・確認を行っています。

第4節 京浜河川事務所との連携

鶴見川の防災拠点として整備された緊急用船着場及び管理用道路は、救援物質及び災害復旧用資機材の輸送を行うことができる施設であり、円滑に使用するために、平常時の防災訓練にも活用しています。鶴見区内には、鶴見川の防災船着場が3か所あります。

区内の防災船着場



	場 所
1	駒岡防災船着場（駒岡5丁目）
2	佃野防災船着場（佃野町）
3	末広防災船着場（末広町1丁目）

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割

太枠：人命にかかわる対応

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）	
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅避難 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開 	
	共助	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り 防災訓練の実施 町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） 従業員への教育・食糧・飲料水等の備蓄 滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の被災生活の支援 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力
		公助	<ul style="list-style-type: none"> ハードの整備 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備 海抜標示 防災スピーカーの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 制度・仕組みづくり 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難に関するガイドラインの策定 津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童・生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害医療拠点病院での負傷者受入れ 医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導 学校児童・生徒の留め置き 臨時休校措置 被災者の生活援護 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談 職業のあっせん 各種支援金 見舞金の給付 被害認定調査の実施、り災証明の発行 公共料金の減免、融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 震災復興本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興の基本的方向策定 震災復興基本計画の策定 震災復興基本計画実施策編の策定 震災復興基本計画の進行管理 地域経済の復興支援

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、職員は日頃から震災対策や地域防災拠点の運営等に関する研修を受講し、地域防災拠点を担当する職員及び教職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

- (1) 防災マップ等の広報媒体の作成・配布
- (2) 区防災減災講演会・区防災フェア等、啓発イベントの実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 区連会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (5) 防災まち歩き、減災説明会、防災減災推進研修（支援編）等における、地域防災の取組支援

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーには、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

ライセンスの種類には、

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があります。

ライセンスの種類及び取り扱う防災資機材

ライセンス名称	取り扱う防災資機材
(1) 生活資機材取扱リーダー	かまど式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレ
(2) 救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機の取扱方法（実技）
(3) 資機材取扱指導員 （(1)、(2)の指導者）	生活資機材と救助資機材

4 学校防災教育の推進

児童・生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方等について、教育計画に基づき、体系的・継続的な学校防災教育を支援します。

また、学校・PTAの協力による訓練等の実施や地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

5 家庭防災員への研修

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

第3節 日頃からの区民の備え

項目	主な内容
区民の備えるべき項目	<ol style="list-style-type: none">1 日頃から出火防止措置の推進に努める。2 消火器などの消火用具を準備しておく。3 建物の耐震化や不燃化に努める。4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。5 危険なブロック塀などの改善に努める。6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。8 家族で震災時の役割分担、避難所等の確認や連絡方法などを話し合っておく。9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を推進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を推進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。火災の状況によっては、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。

また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。

区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

区民、町の防災組織、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的として、図上訓練・実動訓練等の様々な防災訓練を実施します。

1 「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を中心とした訓練

「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日を中心とする期間内）に、区役所、防災関係機関、事業所、区民、防災ボランティア団体等が連携して訓練を実施し、協力体制及び情報受伝達の強化を図ります。

2 区職員に対する訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、全ての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な本部運営訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点訓練においては、拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 災害ボランティアセンター等との連携体制の強化

区ボランティア班は、鶴見区社会福祉協議会及び鶴見区災害ボランティアネットワーク等の間で役割等について協議し、日常から顔の見える関係づくりを推進します。

2 災害ボランティアセンターの設置

区ボランティア班は、鶴見区社会福祉協議会と協議のうえ、鶴見区災害ボランティアセンターの候補地として、区社会福祉協議会等に設置します。

3 災害ボランティアセンターの活動

ボランティアの受入れやニーズ等の収集や調整は、鶴見区社会福祉協議会、鶴見区災害ボランティアネットワーク及び区本部ボランティア班が協力して行います。

4 ボランティアが活動しやすい環境の確保

区ボランティア班は被災地の状況等を把握し、必要な情報を提供するなど、ボランティア活動が円滑に行えるよう連絡・調整を行います。

5 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から横浜市災害対策本部（以下「市本部」という。）を通じて「アマチュア無線非常通信協力会鶴見区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

6 区における体制づくり

ボランティア活動は、被災した地域に入って展開されるため、災害ボランティアセンターが区単位で必要となります。区長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする区災害ボランティアネットワークや社会福祉協議会等の活動を支援します。

ア 顔の見える関係づくりの推進

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、区災害ボランティアネットワーク、NPO、地域防災拠点、社会福祉協議会等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

区長は平常時から、地域防災拠点運営委員会連絡協議会、区災害ボランティアネットワーク、ボランティア団体、区社会福祉協議会等と協力し、防災訓練や災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

イ 鶴見区災害ボランティアネットワーク等との連携体制の強化

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市（鶴見区）、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク間での位置づけを協定書等により明確にします。

第5章 災害に強い地域づくり

震災の被災者の多くの方が、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど、隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による防災活動が被害の拡大防止及び軽減に大きな力を発揮しました。

また、岩手県釜石市では、日頃から学校と地域が連携して津波避難訓練に取り組み、地域全体の避難意識が醸成されていたため、東日本大震災時に小・中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、また、その避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例がありました。

区では、町の防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 鶴見区防災会議

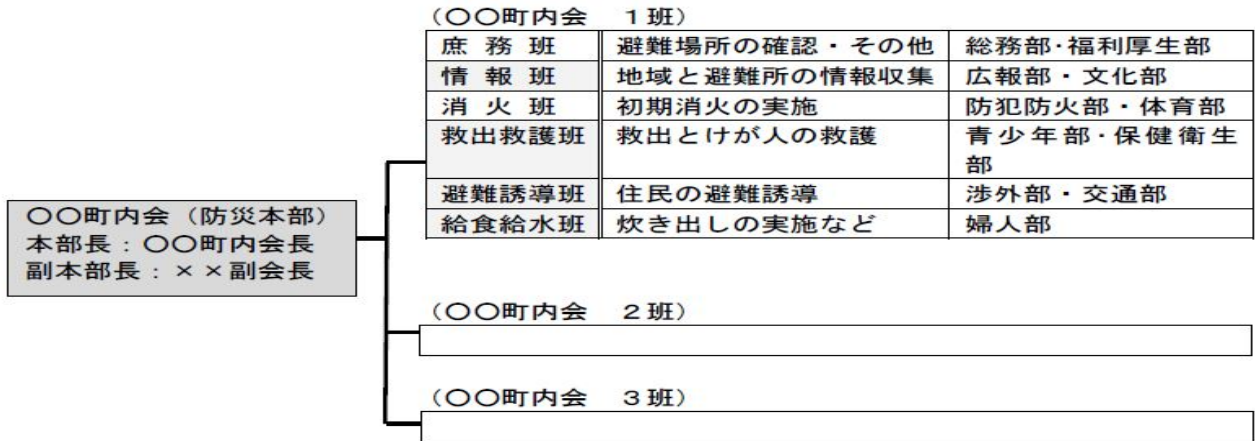
- (1) 災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として、鶴見区防災会議を設置しています。
- (2) 鶴見区防災会議は、鶴見区防災計画の策定や修正を行うとともに、防災訓練の実施、防災意識の醸成及び町の防災組織の育成に関する業務を推進します。
鶴見区防災会議の構成は、「資料編別表1」のとおりです。

2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所及び消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

- (1) 町の防災組織の定める活動計画
 - ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - イ 防災知識の普及に関すること。
 - ウ 防災訓練の実施に関すること。
 - エ 情報の収集及び伝達に関すること。
 - オ 出火の防止及び初期消火に関すること。
 - カ 救出救護に関すること。
 - キ 避難誘導に関すること。
 - ク 給食給水に関すること。
 - ケ 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
 - コ 地域防災拠点との連携に関すること。

< (例) 町の防災組織構成 >



(2) 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全確保などの自助から始まり、いっとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そのため、平常時から自治会・町内会等を中心とする町の防災組織で啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動を促進します。また、町の防災組織や民生委員・児童委員と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

3 いっとき避難場所の選定

いっとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。

項目	選定基準の内容
いっとき避難場所の選定基準	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所とすること。 2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有すること。

4 地域防災拠点運営委員会

(1) 地域防災拠点運営委員会の主な活動

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置します。運営委員会の設置・運営にあっては、女性の運営委員への参画を積極的に推進するほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

項目	運営委員会の主な活動
運営委員会の組織・運営	<p>1 平常時の主な活動</p> <p>(1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難所運営方法等の打ち合わせ並びに運営マニュアルの作成及び随時更新</p> <p>(2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会・講習会の開催</p> <p>(3) 避難所開設運営訓練など防災訓練の実施及び参加</p> <p>(4) 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚</p> <p>(5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの育成</p> <p>(6) 地域のボランティア団体との連携</p> <p>(7) その他地域防災力の向上に必要な事項</p> <p>2 震災発生時の主な活動</p> <p>(1) 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て</p> <p>(2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導</p> <p>(3) 防災資機材等を活用した救出・救護</p> <p>(4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護</p> <p>(5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生</p> <p>(6) 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し</p> <p>(7) 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達</p> <p>(8) 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付</p> <p>(9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供</p> <p>(10) 防犯パトロールの実施</p> <p>(11) その他必要な事項</p>

(2) 地域防災拠点の訓練

地域防災拠点が災害時に「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うために、図上訓練（Dig訓練等）や実動訓練を行います。実動訓練に際しては地域防災拠点訓練マニュアルや感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイントを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員が訓練を支援して実施します。

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

運営委員会相互の緊密な連携を図るため、鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

第2節 要援護者支援

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた災害時要援護者対策を推進します。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組の推進

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組として、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の習得に努めます。

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ことについて普及啓発します。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、家庭内での安全対策について周知します。また、地域住員に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 自主防災組織等への災害時要援護者名簿の提供

日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に同意方式または情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、災害時要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者に提供します。この名簿には、個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知徹底を図ります。

また、年2回以上（児童福祉施設については少なくとも毎月1回）行われる避難訓練のうち1回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防署の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会・町内会等に

協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。

地震への備えとして、最低3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実情に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進します。

第4節 事業者の防災体制の確立

事業者は、その社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない。また、区の実施する防災対策について積極的に協力するよう努めます。

更に、事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第5節 外国人支援策

地域の中には、日本語の理解が十分でない外国人や日本の生活習慣に不慣れで震災発生時の対応やその後の生活に様々な不安を持つ外国人も暮らしています。

鶴見区では、こうした外国人の不安を解消し、安心して暮らすことができるよう、外国人の安全確保及び早期に生活の安定を図るための外国人支援策を推進します。

1 外国人への防災意識の普及啓発

外国語による防災ツールの作成・配布、外国語による防災情報のホームページへの掲載などを通して防災意識の高揚を図るとともに、国際交流ラウンジ等で外国人支援ボランティアとの連携を進めます。

また、外国人が参加しやすい防災訓練の工夫や災害を模擬体験できる機会などを提供します。

2 迅速な支援体制の確保

(1) 災害時広報

震災時には、マスメディアを通じて外国語放送による地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、外国人支援ボランティアの協力により、災害時の効果的な広報を行います。また、鶴見区では、災害時の情報ツールとして「やさしい日本語」を使った防災情報をSNS等で情報発信をします。

放送機関	放送する外国語
(株) Inter FM897	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

(2) 外国人相談の実施

震災発生後、災害ボランティアネットワーク等を通じて、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを確保し、区民相談窓口等に派遣し、外国人への生活情報の提供等を実施します。

～地域防災拠点での多言語対策～

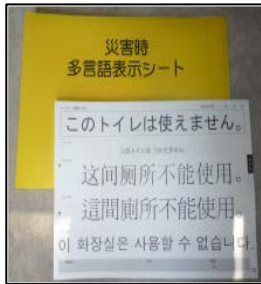
避難所などで、外国人との意思疎通ツールとして活用されています。
最近では、スマートフォンの翻訳アプリなども積極的に使われています。



【コミュニケーションボード】

コミュニケーションが苦手な知的障害のある方や外国人など、周囲の人たちとの間をつなぐコミュニケーションツールです。文字や言葉で意思を伝えることが難しくてもボードの絵を指さしにより意思を伝えることができます。

「S-ネット横浜」のホームページからダウンロードできます。



【災害時多言語表示シート】

指定避難所となる地域防災拠点には、避難した外国人の方々と避難生活のルールなど、コミュニケーションをとるために、「災害時多言語表示シート」が配布されています。やさしい日本語のほか、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語でそれぞれ書かれています。



【ポケットーク】

互いに相手の言葉を話せない人同士が自国語のまままで対話できるAI通訳機を31箇所の地域防災拠点に配備しています。

第6章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童・生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導體制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。併せて、該当校の運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。

学校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

3 運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所の運営方法、役割分担、負傷者の応急救護体制、学校再開準備などについて、当該運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難所となる事態に備えます。また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童・生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制を整備します。

5 応急医療体制の整備

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース(体育館の一画や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。また、重症者等の対応も必要となる可能性があるため、拠点ごとに周辺の医療機関をリスト化し、区・運営委員会・学校で情報を共有します。

第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

児童・生徒に対して、防災ハンドブック等を活用した防災教育・訓練を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の応急対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童・生徒数を把握しておくとともに、あらかじめPTAと協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童・生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第7章 帰宅困難者の安全確保

第1節 主要駅周辺等における混乱防止

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、駅や繁華街等に大量の人々が足止め状態となり大きな混乱が予想されます。このため、混乱を防止することを目的として、関係者の役割等を定め、主要駅を中心に鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、所轄警察署、区役所等と意見交換を行い、情報受伝達マニュアル等の整備や定期的な訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

第2節 帰宅困難者事前対策

1 一時滞在施設の指定

地震により大勢の帰宅困難者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。

指定にあたっては、帰宅困難者の受け入れを円滑に行うとともに、地域住民が使用する避難場所と混同しないよう、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力をいただきながら拡充を図ります。

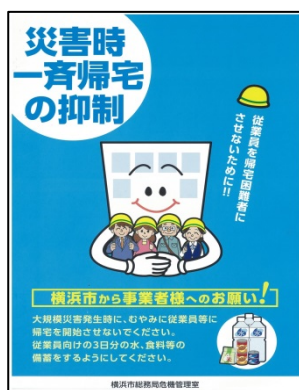
※帰宅困難者一時滞在施設の一覧は、「資料編別表2」を参照

2 帰宅困難者の発生抑制

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きのほか、これに必要な備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保などを啓発し、時差帰宅について協力を促します。

3 備蓄品の確保

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、一人あたり1食分の食料と水缶詰(350ml)、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。



横浜市では、災害時に帰宅困難者の発生を少しでも減らすよう事業者様に従業員や施設利用者分の食料・水・トイレパックなどの備蓄をお願いしています。賛同事業者様には、横浜市のHPに掲載させていただいています。

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本

人命を守ることをはじめとして、発災後必要となる応急活動は、一刻も早い対応が求められることから、対応の遅れは、更に被害を拡大し、回復困難な事態を招くことにもつながります。

そのため、行政はもちろんのこと、地域、事業者、更には市民一人ひとりに至るまで、全て「時間との競争」であることを意識し、刻々と変化する状況を的確に把握し、あらゆる場面において、その時の状況に応じた迅速な対応をとることが重要となります。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

1 人命確保最優先

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後72時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分します。

2 消火活動の優先

火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先します。

3 情報受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、本市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達します。

4 関係機関等との連携

(1) 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、収集した情報に基づき、国、県、協定締結都市等関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立します。

(2) 市民、事業所等

市民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立します。

5 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施します。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 区災害対策本部等の設置

1 鶴見区災害対策本部の設置

区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、次の場合、速やかに鶴見区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。））に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に通知します。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区長が認めたとき。

2 鶴見区災害対策警戒本部の設置

次の場合、区長は、鶴見区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

- (1) 気象庁から南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき。（警戒本部の構成区：鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区の沿岸6区及び南区、保土ヶ谷区の関係2区）

3 鶴見区警戒体制

次の場合、区長は、警戒体制（以下「区警戒体制」という。）をとります。

市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき。

4 区本部等の代替施設

区本部長は、区庁舎が地震の揺れによる被害等で使用できなくなり、本部を設置できない場合に備え代替施設を検討します。

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 組織・運営

1 区本部の組織

(1) 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

区役所部長、資源循環局鶴見事務所長、鶴見土木事務所長、鶴見消防署長及び水道局鶴見水道事務所長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地 区 隊	隊 長
鶴見土木事務所地区隊	鶴見土木事務所長
資源循環局鶴見事務所地区隊	資源循環局鶴見事務所長
水道局鶴見水道事務所地区隊	水道局鶴見水道事務所長

イ 消防地区本部長は、鶴見消防署長をもって充てます。

2 職務内容

(1) 区本部長

ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令

ウ 各地区隊長（鶴見土木事務所長、資源循環局鶴見事務所長、水道局鶴見水道事務所長）及び消防地区本部長（鶴見消防署長）への指示又は要請

エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 各地区隊長及び消防地区本部長

ア 所管する災害応急対策を実施

イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応

ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(3) 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）

ア 区本部長の補佐

イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

(4) 区本部各班長（課長）

班員に対する指示

(5) 班員（係長及び職員）

班長の指示に基づく災害応急対策

3 区本部等と消防地区本部の連携

夜間・休日等に大規模な災害等が発生した場合、区本部等の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部等に代わって、次の事項を実施します。

(1) 初期情報の提供

消防地区本部から区本部の動員参集者に発災初期の情報を連絡します。

(2) 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（鶴見土木事務所地区隊等）から収集した情報を消防地区本部で取りまとめます。

(3) 区民への情報提供

広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

4 班体制及び事務分掌

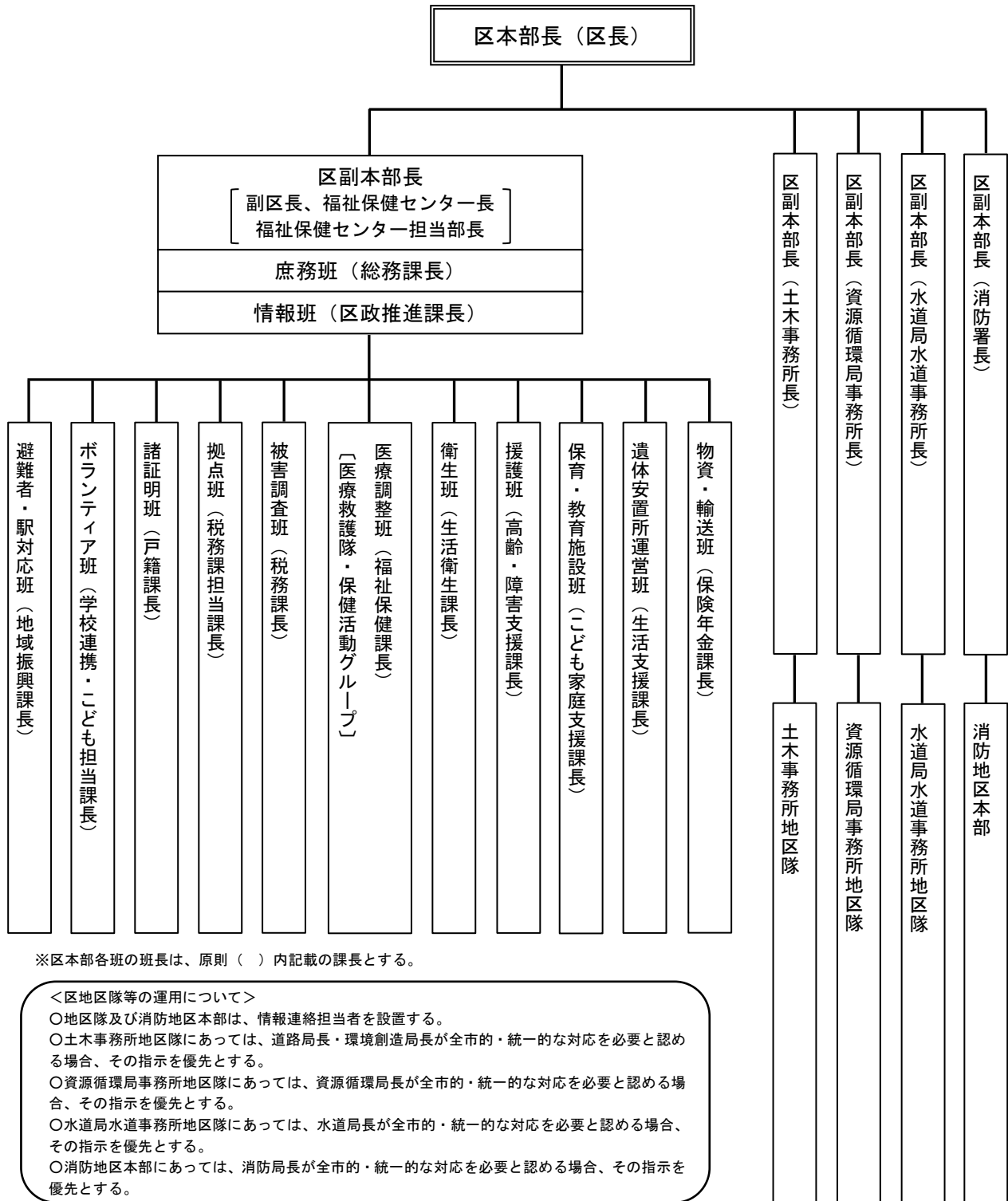
(1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被

害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

- (2) 勤務時間外の初動体制では、参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のとおり構成されます。

【班体制】

鶴見区災害対策本部



※区本部各班の班長は、原則（ ）内記載の課長とする。

<区地区隊等の運用について>

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 水道局水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難指示等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 区本部職員の動員に関すること。 15 区本部職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。 18 庁舎の管理保全に関すること。 19 所管車両の確保・保全及び運転手の確保に関すること。 20 他の班の所管に属さないこと。 21 その他特命事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～21 同左 22 区本部の予算経理に関すること。 23 区災害応急対策計画の策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～23 同左 24 区災害復旧計画の策定に関すること。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関すること。 3 応急対策活動の集約に関すること。 4 災害関連情報の広報活動に関すること。 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関すること。 6 通信機器等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 9 指定管理施設の被害状況に関すること。 	同左	同左
避難者・駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設及び津波避難施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関すること。 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関すること。 10 その他必要な事項に関すること。 	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事 3 必要なニーズ等の広報に関する事 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事	同左	同左
諸証明班	1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事	1 同左 2 倒壊建物等の被災者台帳の作成に関する事 3 倒壊建物等の罹災証明の発行準備及び広報に関する事	1～3 同左 4 倒壊建物等の罹災証明の発行に関する事
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関する事 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事 4 避難者の対応に関する事 5 地域住民への情報提供・広聴に関する事 6 区民が任意に開設した避難場所の把握に関する事	1～6 同左 7 避難者の生活相談に関する事	同左
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関する事 2 応急危険度判定調査の支援に関する事	1～2 同左 3 建物等の被害認定調査の準備及び広報に関する事 4 建物等の被害認定調査の実施に関する事 5 被害認定調査表の作成に関する事	1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班	1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事（区災害医療連絡会議の開催を含む）。 2 医療機関の被害状況の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関する事。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関する事。 4 医療救護隊の編成及び診療に関する事。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体の応援保健職員等の受入れ調整に関する事。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関する事。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。	1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。	同左
衛生班	1 消毒及び衛生に関する事。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 3 生活衛生に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。	1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。	同左
援護班	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関する事。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関する事。 5 その他要援護者の支援に関する事。	1～5 同左 6 要援護者の生活相談に関する事。	1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関する事。 2～6 同左 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。 10 義援金に関する事。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保育・教育施設班	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関する こと。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関する こと。 3 区本部庶務班との連絡調整に関する こと。 4 市立保育所の児童の安全確保に関する こと。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関する こと。 6 市立保育所の保育の早期再開に関する こと。 7 市立保育所の児童の引渡しに関する こと。 8 緊急保育に関する こと。	同左	同左
遺体安置所運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関する こと。 2 行方不明者の把握に関する こと。 3 関係機関（神奈川県警察、医師会、 歯科医師会）との調整に関する こと。	1～3 同左 4 引取人のいない焼骨に関する こと。	同左
物資・輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関する こと。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する こと。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する こと。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する こと。 （車両の確保は庶務班と調整）	1～4 同左 5 不足救援物資等の把握に関する こと。	同左
鶴見土木事務所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関する こと。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する こと。 3 緊急輸送路等の確保に関する こと。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する こと。 5 河川、下水道管きよ及び公園緑地の被害 状況の把握に関する こと。 6 河川、下水道管きよ及び公園緑地に 係る応急対策の立案並びに実施に関する こと。 7 工事箇所の保全に関する こと。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との 連絡調整に関する こと。	同左	同左
資源循環局鶴見事務所地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否情報の 収集と提供等に関する こと。 2 巡回による被害状況、避難所、道路等 の情報収集・提供に関する こと。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等 に関する こと。 4 トイレ対策班への応援に関する こと。	同左	同左
水道局鶴見水道事務所地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた 被災情報の提供に関する こと。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する こと。	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 鶴見土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 資源循環局鶴見事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 水道局鶴見水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第3章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 区本部設置時の配備体制

動員対象となる全ての本市職員は、地震配備体制が発令されたときは、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意思決定
- (4) 市本部との連絡調整

4 初動期における区本部体制

- (1) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

- (2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに、被災者支援上必要な業務を継続します。

5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

本市職員は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに参集します。

また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集システム等を用いて報告します。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生した場合。（気象庁発表）
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合。（気象庁発表）

※ 本市職員は、区本部が設置される場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、

自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く)を用いて、直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

2 動員区分及び動員先

- (1) 前記 1 (1)、(2)に該当する場合は、次の表のとおりあらかじめ定められた動員先に動員することとします。

【区職員】

動 員 区 分		動 員 先
所属動員	所属する職場に動員するものであり、区長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定します。	所属する職場 指定された地域防災拠点

【局職員】

動 員 区 分		動 員 先
所属動員	所属する職場に動員します。	所属する職場
所属局内動員	所属する職場又は各区の事務所に動員します。(環境創造局及び資源循環局等)	所属する職場(時間内) 各区事務所等(時間外)
所属外動員	区本部動員	区本部に動員します。
	拠点動員	指定された地域防災拠点の当該区本部(時間内) 指定された地域防災拠点(時間外)
	市本部動員	市本部に動員します。
		指定された区本部
		市災害対策本部

- (2) 前記 1 (2)に該当する場合は、次項のとおり動員することとします。

3 津波警報及び大津波警報発表時の勤務時間内外の動員先

- (1) 震度5強以上の地震が発生かつ津波警報又は大津波警報が発表された場合、原則として市域に震度5強以上の地震が発生した場合の動員区分及び動員先に基づき、動員します。

なお、地域防災拠点が津波浸水区域に所在し、津波が到達した場合は、区本部に動員します。

- (2) 震度5強以上の地震が発生せず、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、次のとおり動員します。

ア 【区職員】

所属する職場に動員します。

イ 【局職員】

所属動員		所属する職場
所属直近動員		・ 所属する職場（時間内） ・ 各区事務所等（時間外）
所属 外 動 員	区本部動員	・ 関係 8 区に指定されている職員は、当該区災害対策本部 ・ 関係 8 区以外の区に指定されている職員は、所属する職場
	拠点動員	・ 関係 8 区の地域防災拠点に指定されている職員は、当該区災害対策本部 ・ 関係 8 区以外の区の地域防災拠点に指定されている職員は、所属する職場
	市本部動員	市災害対策本部

防災コラム 8

～特別警報～

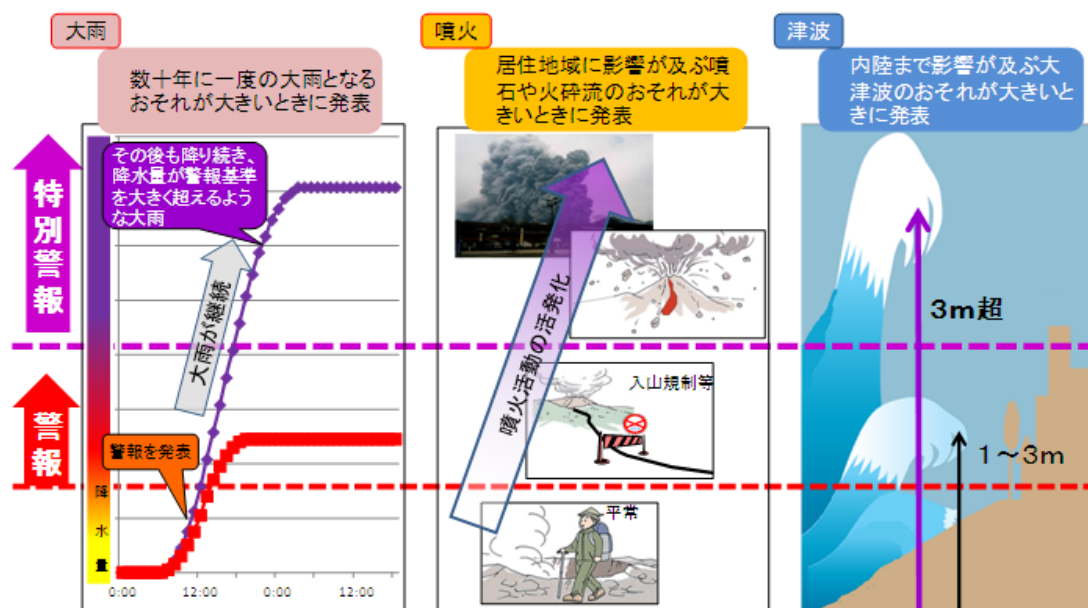
「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000 人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000 人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100 人近い死者・行方不明者を出した「平成 23 年台風第 12 号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

「特別警報」イメージ



4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始します。

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。

(2) 参集時の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。

(4) 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

第4章 情報の収集・伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報を整理・活用し、災害の規模、状況等を把握します。
- 3 社会的混乱の防止、市民生活の安定化、被災者の生活再建の促進を目的として、様々な媒体により広報等をします。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示す通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 加入電話及び庁内電話
- (6) アマチュア無線等
- (7) 伝令の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたさせます。

なお、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたさせることとします。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合には、市本部と区本部との情報受伝達はホットラインの活用を原則とします。

ホットラインが使用できない場合は、防災行政用無線、災害時優先電話、危機管理システム無線FAX、Eメール等の通信手段を活用します。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民及び防災関係機関からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、対応状況の確認やその後の振り返り・検証等のため、対応・実施事項等を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

防災コラム 9

～災害時の情報収集方法～

① 防災スピーカー

気象庁から発表される大津波警報・津波警報・津波注意報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報、避難指示等の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステムです。浸水が予測される場所に整備されています。また、多言語による避難の呼びかけを行うことで、外国人の避難に必要な情報を提供し、迅速な避難行動に結びつけます。

② 防災情報Eメール

本市から、地震震度情報(緊急地震速報ではありません)・気象警報・注意報等をはじめとする防災情報を携帯電話、PC 端末等にEメールで配信するサービスです。このサービスを活用することにより、「津波警報」、「避難指示」、「横浜市からの緊急なお知らせ」などの防災情報(任意に選択可能)をより早く入手することができます。

【横浜市防災情報Eメール】

bousai-yokohama@info.cous.jp



QRコード

③ 緊急速報メール

配信エリア内にあるNTTドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイルの携帯電話(緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る)に情報を提供するサービスを活用し、本市が緊急的な情報を配信するものです。事前のメールアドレスの登録などの手続きを不要とし、緊急を要する防災情報をより多くの市民及び横浜市に來街される方に迅速に提供することを目的として実施しています。

④ Yahoo!防災速報

スマートフォンから利用できる「アプリ版」をダウンロードするか、パソコンや従来型の携帯電話から利用できる「メール版」にご登録いただくことで、横浜市からの防災緊急情報を受信できます。

横浜市が発信する防災緊急情報を「プッシュ通知」機能により配信し、「現在地連動」機能により観光・ビジネス等で滞在する方へも情報が届きます。

【配信内容】

○ 避難情報発令状況及び避難所開設状況

○ その他横浜市からの防災緊急情報

(災害発生時や台風接近時の注意喚起をはじめとした、緊急のお知らせ)

【Yahoo!防災速報】

<https://emg.yahoo.co.jp>



QRコード

※これらは一例ですが、地震を感じたときには直ちに的確な情報収集に努めましょう。

第4節 安否情報の提供等

1 安否情報の収集

安否情報の収集は、避難所において被災者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用します。

2 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口への書面提出により受け付けます。

なお、受付にあたっては、照会者の氏名・住所、被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会をする理由等を明らかにし、照会者が本人であることを証明する書類を提出又は提示することとします。

3 安否情報の回答

安否情報の照会に対する回答については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、災害対策基本法第8条の3に基づき、次の表の区分に応じて必要な情報を提供することができます。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）、職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができます。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

4 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知するなど、安否情報の管理を徹底する。また、安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとする。

第5節 災害時広報・報道

区本部長は、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を迅速・的確に広報する。また、必要に応じて他の機関、団体等の協力を求めて広報する。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は、消防局長に対し、消防局ヘリコプターによる広報を要請します。

1 災害時広報・報道のねらい

- (1) 憶測による人心の不安やデマ情報による社会的混乱を防止すること
- (2) 応急・救援活動の周知による市民生活の安定化を図ること
- (3) 被災者の生活再建を促進すること

2 災害時広報

時間推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、地震概要、避難指示等に関する情報、応急対策活動等の状況、医療情報、地域防災拠点の開設状況、ライフライン等の被害・復旧状況、生活支援情報、死傷者・行方不明者の公表及びその他区民生活に必要なことについて広報を行います。

また、広報の実施にあたっては、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施します。

3 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の重要度に応じ市本部が行います。

第6節 広聴活動

1 臨時区民相談室の設置

区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を設置し、問い合わせ、相談、要望に対応します。

区本部は、区役所及び地域防災拠点において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応します。

2 要望等の処理

区本部において聴取した要望等のうち、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班にFAX等で連絡します。(広聴相談班FAX 045-663-3433)

3 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がり、必要な情報を提供し、市民からの問合せに対応します。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急活動

第1節 応急活動体制

1 応急活動の方針

(1) 消火活動の優先

震災は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を拡大するものは二次的に発生する火災です。

したがって、地震時における警防活動は、地震発生初期段階から非常用消防車を含めて運用可能なポンプ車及び人員を活用し、炎上火災の早期鎮圧及び拡大防止に総力をあげます。

(2) 人命の救助・救急活動

震災時には、火災の発生はもとより家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、鉄道、自動車等車両の衝突及び危険物、毒物、劇物の漏えいなどが複合して発生し、大規模な人身災害に発展することが予想されることから特別高度救助部隊をはじめ特別救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の救助、救急活動を実施し、人命の安全確保に努めるものとします。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

2 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊、高所見張員等あらゆる手段を活用し、これに基づき、応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

3 消防団の応急活動体制

消防団の災害応急活動は、受持区域優先を原則とし、消防地区本部（消防署）、消防隊等と連携を密にし、消防団車両や資機材等を有効に活用して応急活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集、出火防止及び初期消火の呼びかけを実施します。

第2節 消火活動

1 消防隊等の消火活動（震災消火活動の基本）

項目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地下街などの対象を優先するものとします。
2 消火有効地域優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、「消火有効区域」を優先するものとします。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、ただし、不特定多数の者が出入りする防火対象物及び地下街等から出火した場合は、人命救助を優先とした活動を行います。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優先するものとします。
5 住民の安全確保優先の原則	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により、住民の安全確保を最優先とした延焼防止活動を実施します。

2 消防団の消火活動

- (1) 火災発生時には、防火水槽やプール等の消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。
- (2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。
- (3) その他の消火活動は、団本部長又は地区本部長（消防署長）の指示により実施します。

3 自主防災組織の消火活動

- (1) 自宅の出火防止措置を実施し、家族の安全確保を図ります。
- (2) 消火器等を活用し地域の初期消火活動を実施しますが、火災が拡大して危険となったときは、活動を中止して速やかに避難します。
- (3) 消防機関が到着したら火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

第3節 救助・救急活動

1 消防隊等の救助・救急活動

項目	内容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施します。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先します。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、障害者、高齢者等の要援護者を優先して実施します。
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助及び救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に実施します。
5 救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施する。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助、救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施する。

2 消防団の救助・救急活動

(1) 車両隊

消火活動を行うことを原則としますが、受持区域に火災が発生していない場合は、救助・救急活動を実施するほか、消防隊等が行う救助・救急活動にも積極的に協力します。

(2) 地域活動隊

速やかに地域内の住民に対し、出火防止の呼びかけ、初期消火の実施、人命救出活動の実施、応急救護活動の実施等を指導するほか、住民の避難誘導や救出・救助活動の協力に努めます。

3 自主防災組織の救助・救急活動

- (1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救出活動を実施します。
- (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 医療救護等対策

第1節 活動体制

1 指揮体制

区本部医療調整班は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

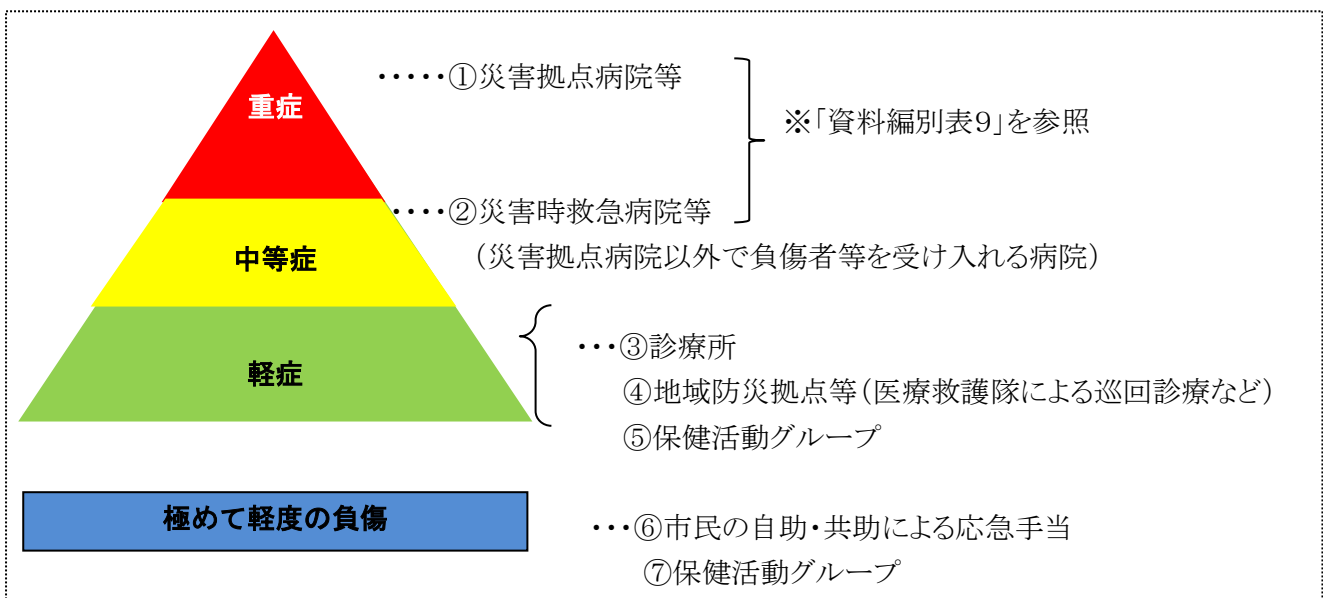
2 区役所の体制

- (1) 鶴見福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区本部医療調整班及び市本部医療調整チームは、区本部庶務班及び市本部運営チーム統括班を介することなく医療調整活動及び保健活動に関して指示、相談及び要望等を行うことができることとします。ただし、それらの事項については、速やかに区本部庶務班及び市本部運営チームに報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平常時から鶴見区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「鶴見区災害医療連絡会議」を設置し、意見交換及び情報共有等を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、区本部医療調整班に集約され、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合については、医療救護活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療提供体制とし、特に災害拠点病院が重症者に優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重症者以外の負傷者についてはその程度に応じて、災害拠点病院以外の病院（災害時救急病院等）、診療所、医療救護隊や市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

【重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ】



4 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、震度6弱未満であっても、負傷者等が多数発生し、応急救護を必要と認める場合、区本部医療調整班は速やかに医療救護隊の編成を区医師会、区薬剤師会、看護職等に要請します。

(2) 医療救護隊の編成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に編成します。

医師	看護職（※1）	薬剤師	業務調整員（※2）
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師を指します。

※2 業務調整員は、市職員をもって充てます。

(3) 医療救護隊の活動

地域防災拠点等の避難所で応急医療を提供します。医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療、担当地域内の巡回診療を行います。

(4) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

5 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 薬局、休日急患診療所及び区役所に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局や医療救護隊参集拠点、区役所に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を携行します。なお、薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に処方可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

4 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整チームに対し、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回歯科診療班の出動を要請します。

項目	編成基準		活動
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	1 情報収集班（歯科医師2人）		1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。
	2 巡回歯科診療班		
	歯科医師	歯科衛生士	2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施します。
	1～2人	1～3人	
必要に応じて歯科技工士等を加えます。			

第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第4節 生活衛生

区本部長(衛生班)は、健康福祉局長(健康安全班、動物愛護センター班)及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地、避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

1 生活衛生広報

被災地、避難所等において生活衛生に関する事項について広報を行います。特に、避難所においては、地域防災拠点運営委員会などを通じて避難者への周知徹底に努めます。

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地、避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。

4 動物の保護収容

- (1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援本部との連携により実施します。
- (2) 避難者がペットを連れてきた場合等には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

第5節 こころのケア対策

1 早期介入の重要性

震災による近親者の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。メンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健医療福祉への受診・相談方法等の情報提供について早急に取り組む必要があります。

2 こころのケアの実施

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また、職員のこころのケアについても十分に留意します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会を通じて、地域における情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行います。

(3) 市本部医療調整チーム等による支援

市本部医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行います。

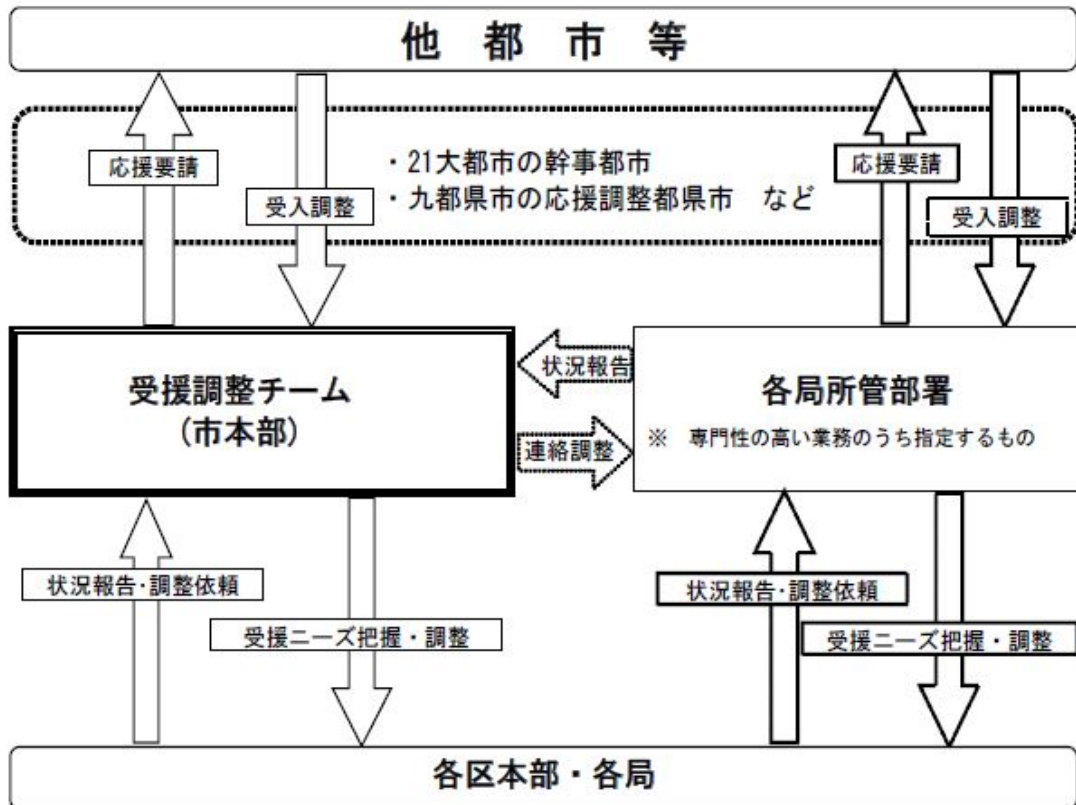
第7章 応援派遣等の対応

第1節 受入体制

- 1 防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための広域応援活動拠点等となる施設は、鶴見区では原則として次のとおりとします。
 - (1) 緊急消防援助隊(水上部隊) 鶴見消防署鶴見水上消防出張所周辺
 - (2) 自衛隊第10師団首都直下地震対処計画(指定活動拠点)
 - ・ 県立三ツ池公園
 - ・ 県立鶴見高校
 - ・ 県立鶴見総合高校

- 2 当該県立高校等を指定活動拠点等として使用しない場合は、補充的避難所として活用します。

< 受援体制概念図 >



第8章 被災者等の避難者対策

第1節 避難計画

1 避難指示等

(1) 基準

避難指示等は、地震発生後の災害の拡大により、住民等の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に市長又は区長が実施します。

ア 津波警報又は大津波警報が発表された時。

イ 地震火災の延焼拡大又はガス等の漏洩により、居住者、滞在者その他の者に生命の危険が及ぶと区長が認めるとき。

ウ 崖崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、居住者、滞在者その他の者に生命の危険が及ぶと区長が認めるとき。

エ その他、災害の状況により、区長が必要と認めるとき。

(2) 避難指示等の伝達、誘導方法

ア 区本部長は、「避難指示等判断・伝達マニュアル」に基づき、広報車による広報も含め防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、市区ホームページ等あらゆる手段を活用して避難指示等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。ただし、津波警報又は大津波警報の発表時は、柔軟に対応します。

イ 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

(3) 避難者への伝達内容

ア 避難を要する理由

イ 避難を要する対象区域

ウ 避難場所

エ 避難に関する注意事項

(4) 避難指示等の通知、報告等

区本部長は、避難指示等を発令したときは、【①避難指示等の発令日時②避難の対象地域③その他の必要な事項】を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告し、危機管理システムに入力します（解除のときも同様に報告する。）。

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、【①避難指示等の発令日時②避難の対象地域③避難対象世帯数及び人員数④収容対象施設（学校名、所在地等）⑤その他必要な事項】のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により受入れを行います。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 公的避難場所

ア 地域防災拠点（指定避難所）

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が物資や情報を入手します。

※ 地域防災拠点（指定避難所）の一覧は、「資料編別表 6」を参照

イ 補充的避難所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難所を開設します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点及び自宅での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社会福祉施設等に福祉避難所開設を要請し、区本部長が必要と認めた要援護者等について受入れを行います。

※ 福祉避難所の一覧は、「資料編別表 7」を参照

(2) 避難・受入れ割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

この場合、教育施設等については、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮します。

(4) 在宅被災生活者及び任意の避難場所の避難者

自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という）及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所（車中泊避難を含む、以下「任意の避難場所」という）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

ア 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等へ、その旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内 1 か所以上で震度 5 強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者及び地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性等を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（おおむね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

なお、統合の際には、普通教室の避難者に体育館へ移動してもらうなど、学校の教育再開に配慮する。また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定し、地域防災拠点運営委員等に指示します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や地域防災拠点運営委員会だけでは避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い、避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童・生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会委員との連携を図り、必要な支援を行います。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。

ウ 発災時の状況によっては、連絡調整者が参集できず参集者のみでは学校管理者と避難支援班の業務を担うことが困難となる場合には、参集した職員が学校管理者と避難支援班業務の機能を一時的に兼務し、体制を強化します。

なお、学校の実態に合わせ、あらかじめ連絡調整者を現行の3名から4名へ増員することも可能とします。

エ 地域防災拠点が速やかに開設されるよう、日頃から地域防災拠点の開設・運営要領を理解するよう努めます。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が協力します。

区本部長は、飲料水・食料・生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難生活、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに関係各局長との総合的な連絡調整を行います。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
行政	地域防災拠点の開設・運営支援、避難所の安全性の確保、避難者名簿の管理、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、区民生活の自立支援など
学校等	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設及び運営支援など

(2) 避難生活の維持・管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある避難所運営の維持に努めます。

運営委員会の主な活動は、次のとおりとします。

- ア 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当及び医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 負傷者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の配布及び炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりです。

	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） ・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ・ 女性用物資の女性による配布 ・ 妊婦に対しての配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳等のスペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応 ・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性に配慮したスペースの確保 ・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字

	情報、コミュニケーションボード等) ・ 福祉用具などのニーズの把握
外国人	・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ ポケットークの整備 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮
性的少数者	・ 性的少数者のニーズに応じた設備面、運営面での配慮
感染症患者等	・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない導線の確保 ・ 地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認 ・ 基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底 ・ 流行している感染症に合わせた対策の実施

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

(3) 付帯設備の活用

ア 教室

避難者の生活スペースとして扱う場合は、体育館、教室の順とし、職員室、校長室、会議室、保健室、給食室等は使用しない。また女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮しあらかじめおおむね3教室を確保し利用します。(建物の被害程度により柔軟に対応)

イ 保健室

傷の清拭、消毒、ガーゼ、包帯等での応急処置を行います。また、医療救護隊が定点診療や巡回診療を行う際には、医療活動スペースとしても活用します。

ただし、中等症以上の傷病者等については、災害時救急病院等へ搬送します。

ウ 給食室・家庭科室

給食室は、学校給食の実施に支障のない範囲で、被災市民の援助に有効活用します。

家庭科室も同様とします。

エ トイレ

使用可能な場合は、仮設トイレに優先します。また、多目的トイレが整備されている場合は、女性、乳幼児、高齢者、障害者等が優先します。

オ プールの水

防火用水、トイレ用水等に利用します。

カ 校庭等

緊急車両や物資等運搬車両の妨げとならないよう、自家用車の校庭への乗り入れを禁止します。また、周辺道路への駐車も禁止します。

キ その他

被災市民のペット同行避難を想定し、あらかじめ学校敷地内（可能であれば、雨風をしのごとができる場所）等にペットの一時飼育場所を設けます。

～車中泊避難の発生抑制～

2016年4月に発生した熊本地震では、余震多発による在宅避難の不安等から多くの車中泊避難者が発生しました。

車中泊避難者に対しては、行政からの情報提供や避難者の把握も課題となりました。これに伴い、本市では車中泊避難の発生抑制及び早期解消について取り組むこととし、横浜市防災計画【震災対策編】に反映されました。

【横浜市防災計画震災対策編 2021 P133 より抜粋】

災害時に自動車内に避難（以下「車中泊避難」という。）した被災者に関しては、その避難場所や避難者の規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。

また、地域防災拠点が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難者が発生した場合、地域防災拠点の避難者の生活支援に支障が生じる恐れもあります。

そのため、本市では、平常時から車中泊避難の発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

1 地域防災拠点の役割及び運営についての周知・啓発

車中泊避難が発生した場合の、避難者の把握及び早期解消を目的とし、地域防災拠点の役割（指定避難所、情報受伝達及び物資供給拠点）と、その運営の基本（地域住民の相互扶助による運営）について、周知・啓発していきます。

2 健康被害に関する周知・啓発

車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群の予防対策等）について周知・啓発します。



5 補足的避難所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合又は避難所が機能しない場合等においては、区内の他の公共施設や民間施設等を補足的な避難所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設

市立高校、私立学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く）

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり、備蓄品等を整備確保します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 市民、地域等の役割

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取組を行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班（福祉施設担当）等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会、地域のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している災害時要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認・状況把握を行います。
また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

- ア 要援護者の特性に応じた配慮・支援の実施・留意
- イ 要援護者の状況把握等
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 要援護者用スペース等の確保
- オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握・決定
- カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護

(2) 在宅の要援護者等への援護

ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班と避難者・駅対応班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、

区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。
- (3) 通所型の社会福祉施設等、市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。
- (4) 鶴見区内の施設だけでは受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入施設の調整を健康福祉局（地域福祉保健班）に要請します。

3 要援護者等の福祉避難所

(1) 高齢者

地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設

(2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち区本部長が指定する施設

防災コラム 11

～緊急入所と福祉避難所避難について～

【緊急入所】

施設入所が必要な要介護高齢者について、災害時における介護保険サービスの柔軟な制度運用により、定員を超過して受入れを行うこと。

災害・事件・事故等により、介護サービスの利用が困難になり、緊急性が認められる場合に、特別養護老人ホームや介護老人保健施設において、通常の入所順位の決定基準によることなく優先的に入所させ、安心して生活できる環境を提供する介護保険による施設サービスを指します。

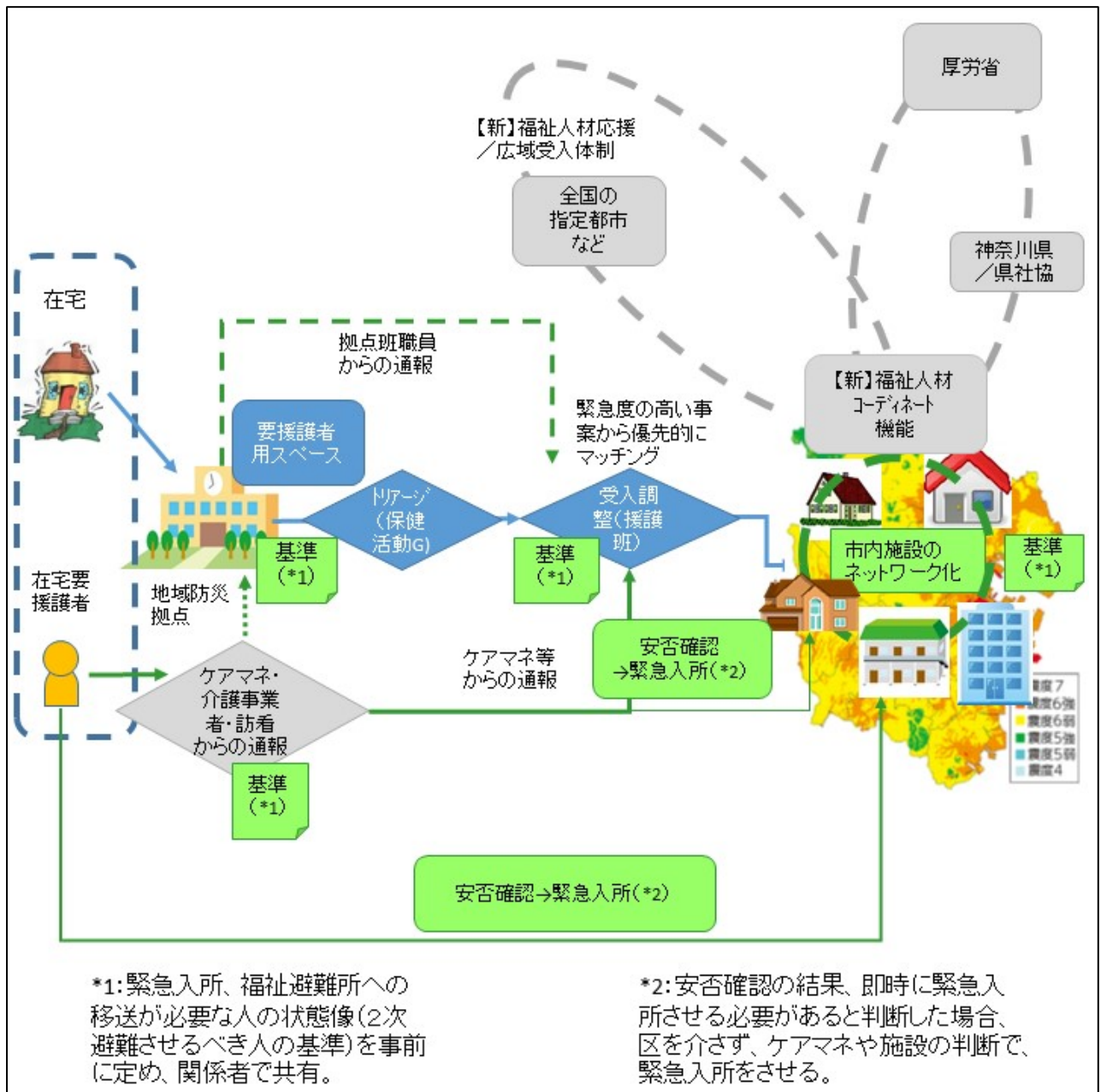
【福祉避難所避難】

身体等の状況が特別養護老人ホーム等へ入所するに至らない程度の要援護者のうち、地域防災拠点及び在宅で避難生活に特別な配慮を要する方を福祉避難所で受け入れること。



熊本地震では、トレーラーハウスをレンタルし福祉避難所として活用した実例があります。
(益城町グランメッセ駐車場)

災害時における要援護者受入フロー



第9章 帰宅困難者対策

第1節 区本部の対応

区本部長は、駅等に避難者・駅対応班を派遣し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」等を利用して、区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行います。

第2節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

2 事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めるとともに、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受入れに努めます。更に、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

3 一時滞在施設の開設

帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者は、鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報を提供します。また電話やFAX、帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在施設NAVI」等を利用して、区本部と開設・運営状況を共有します。

一時滞在施設の開設期間の目安は、翌朝までとし、状況に応じて2日目(発災翌日)は区に1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。



一時滞在施設NAVI

施設をタップすると
施設の住所や提供サービス
がわかります。
「帰宅困難ナビ」で検索！

4 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点（水道水、トイレ、災害関連情報の提供等）となっているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に加え、区本部長は事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設します。



災害時帰宅支援ステーションステッカー



災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー

防災コラム 12

～帰宅困難者対策～

区内には鉄道駅が14駅あり、震災発生時には、鉄道機関の運行停止により、主要駅を中心に大量の滞留者や帰宅困難者の発生が予測されることから、区は日頃から鉄道機関等と協力し、防災訓練の実施など混乱防止対策を推進しています。

区内でも多くの帰宅困難者が発生すると予想される、JR鶴見駅・京急鶴見駅を中心に帰宅困難者を帰宅困難者一時滞在施設まで避難誘導する訓練等を今後行っていきます。

この訓練の中で、鉄道事業者・警察・消防等の関係機関の連携を確認するとともに、平時からの連携強化を図っていくことが重要となります。



東日本大震災発生時の横浜駅西口の様子



鶴見区と川崎区による帰宅困難者支援訓練

第10章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警備本部を設置し、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報収集・連絡
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (6) 無人化した住宅街、商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

1 危険防止及び混雑緩和の措置

被害状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、道路管理者等と協力して危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を実施します。

2 交通規制の実施

交通規制は被害の規模や地域の道路状況等によって、被災地域等への流入抑制、緊急交通確保のための交通規制を目的として弾力的に実施します。

3 交通情報の収集・広報活動

交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官及び関係機関等から交通情報を収集し、交通規制の内容について、積極的に広報を行い、運転者や地域住民等に周知します。

第11章 緊急輸送対策

地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、応急活動の基幹となることから、緊急輸送路等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建設業協会（鶴見区会）防災作業隊（以下「作業隊」という。）は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、鶴見土木事務所地区隊に被害状況を報告します。鶴見土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

鶴見土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路局（情報収集班）及び区本部に報告します。

(3) 道路啓開の実施

鶴見土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、原則2車線の通行帯を確保します。

2 緊急交通路指定想定路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が「横浜・横須賀道路」及び「首都高速道路」を指定しています。

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し、又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部物資チームに調達を要請します。

2 燃料の確保

燃料の確保が困難な場合、総務局長が「災害時における燃料供給協力に関する横浜市と神奈川県石油協同組合との協定」に基づき、供給協力を要請します。

3 緊急通行車両の確認

災害応急対策に使用する車両については、警察、検問所、警察本部交通規制課、第一・第二交通機動隊、高速道路交通警察隊のいずれかにおいて、緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受けます。なお、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、確認標章は当該車両の前面の見やすい箇所に提示します。

第12章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を神奈川県警察、横浜海上保安部、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

(1) 届出の受理

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取り記録します。

(2) 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

(3) 行方不明者の確定

区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を確定する等の確かな情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

(1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動(警備、交通整理、広報等)を行います。

(2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対し、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応するものとします。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する神奈川県警察とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置所では、遺族が身元確認しやすい環境を整える必要があることから、葬祭業者と平常時から連携するとともに、協定の整備を推進します。

(3) 遺体の搬送

捜索により収容された遺体は警察等関係機関の協力を得て、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

区本部長は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所を開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等	鶴見スポーツセンター 鶴見区仏教会の寺院

※遺体安置所・区内の「寺院」一覧は、「資料編別表11」を参照

(3) 開設・運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、警察と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員の応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう、遺体情報については、市本部遺体取扱チームで一元的に情報管理し、区民や各遺体安置所に情報提供を実施します。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

区職員は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官に通報します。

(2) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後、遺体の識別と人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存の措置をとり、納棺します。

(3) 身元確認及び遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 身元不明遺体については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(4) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上については、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報を基に警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、協定に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第13章 物資等の供給

第1節 応急給水

水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、耐震管路上に設置している緊急給水栓から給水するとともに、逐次速やかに復旧工事を行い、各戸給水まで回復させます。

第2節 物資の供給

震災により住宅等に被害を受け、食料と自炊手段を失った場合又は生活必需品を喪失した場合、次により被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後からおおむね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握又は区本部、避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは要請がなくても必要物資を確保し、避難所等に供給します。（プッシュ型供給）

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部物資チームに要請し、市本部物資チームは避難所等に物資を供給します。（プル型供給）

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所等の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者とします。

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

区民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給

地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部は、区本部の要請に基づき、方面別備蓄庫等の物資を供給します。

(4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は、次のとおりとします。

ア 要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども

イ 地域防災拠点等の避難者

ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者

エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足する場合は、被災者数を集計し、必要な品目及び数量を把握したうえで、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）等から市が締結した協定に基づき、店頭在庫を優先的に調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、区集配拠点である市立東高等学校、横浜サイエンスフロンティア高等学校の被災状況を確認のうえ開設します。また、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て、物資の受入・配分を実施するとともに、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

物流拠点等

項目	対象施設	内容・条件等
市物流拠点	【基幹物流業者の物流センター等】 日本通運株式会社、 佐川急便株式会社及び ヤマト運輸株式会社の物流センター等	物資集配拠点
市予備的物流拠点	【市・区の併用】 1 パシフィコ横浜展示ホール（西区） 2 横浜アリーナ（港北区） 3 岸根公園（港北区） 4 入船公園（鶴見区）	1 救援物資の受入れ、仕分整理、配送をするための施設 2 緊急物資輸送路に近接し、大型トラックが通行可能な場所にあり、1階部分が広いオープンスペースとなっている施設 3 市予備的物流拠点は、市物流拠点を補完する拠点であり、必要に応じて、市本部又は区本部が活用する。 また、方面別備蓄庫については、庫内の備蓄物資を地域防災拠点へ供給し、一定程度スペースが確保された場合、必要に応じて市予備的物流拠点として活用する。
	【海上輸送基地】 1 みなとみらい1・2号岸壁 2 山内ふ頭A号岸壁 3 金沢木材ふ頭岸壁 4 浮体式防災基地（※）	
区集配拠点 （二次集配拠点）	【区】 市立学校等の中から原則1箇所以上を事前に選定する。 市立東高等学校 横浜サイエンスフロンティア高等学校	

※ 平常時は新港ふ頭前に係留、災害時は任意の場所に移設し岸壁として使用可能

第14章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

大規模災害発生時には、家庭などから排出される災害廃棄物の処理が進まず、生活再建の支障となり、被災者の心身の大きな負担となります。このため、災害廃棄物への早期の対応が重要となります。

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

(1) し尿

地域防災拠点等でのくみ取り式仮設トイレなどから発生するし尿

(2) 生活ごみ・避難所ごみ

ア 日々の生活から発生するごみ

（燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶、びん、ペットボトルなど）

イ 使用済みトイレパック等

(3) 路上廃棄物

発災後の道路啓開に伴う廃棄物

(4) 片付けごみ

被災した建築物内の片付けで発生するごみ

（被災により破損した食器類、蛍光灯など燃えないごみ及び家具・家電類）

(5) 災害がれき

災害により倒壊した家屋・事業所の解体・撤去等に伴って発生する廃棄物（木くず・コンクリート片、金属くずなど）

(6) 津波堆積物

津波によって漂着した製品等や堆積した汚泥等

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、緊急に解決しなければならない重大な問題の一つであるため、早急に「トイレ対策」を実施します。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「生活ごみ」とは区別して収集します。

なお、災害がれきは復旧期に対応し、津波堆積物等の処理は応急復旧期に対応します。

第2節 トイレ・し尿対策

1 地域防災拠点における対応

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを優先的に利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水及び水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置及び使用

ア 災害時に下水配管が損傷した場合は既存トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレを利用します。なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域においては、下水直結式を優先して利用します。

イ 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

ウ 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパックを

利用します。また、備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置します。

エ 備蓄トイレパックは既存トイレにセットし、利用します。また、和式トイレの利用が難しい人のために、既存和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。

オ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。



避難所断水時に和式トイレを使った
簡易トイレとトイレパックの活用



汲み取り式の仮設トイレ設置状況
(熊本県益城町の避難所)

(3) 仮設レンタルトイレの配置

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を市本部物資チームに報告します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本部から市本部物資チームに連絡します。

2 広域避難場所による対応

広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄している簡易テント、簡易式トイレ便座を設置し備蓄トイレパックを利用します。

3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者の一時滞在施設等の既存トイレが使用できない場合は、当該施設に備蓄しているトイレパックを使用するほか、不足する場合には周辺の帰宅困難者用備蓄庫等からトイレパックを運搬し利用します。

4 仮設トイレの管理

(1) 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点運営委員会が行います。

(2) 地域防災拠点運営委員会はトイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

5 し尿くみ取り対策

地域防災拠点の仮設トイレのくみ取り作業は、発災後2日目から開始します。なお、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止して地域防災拠点における収集を行います。



生活ごみと片付けごみが分別されずに置かれた状態（熊本地震）



片付けごみ（家電）の集積所
（平成30年西日本豪雨・岡山市）

第3節 家庭系ごみ対策

1 家庭系ごみの収集

発災直後は、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を基本としますが、発災から72時間までには、収集体制を整え、収集業務を開始します。

ごみの分別については、「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様とします。

(1) 発災から1か月程度

収集については、「燃やすごみ」を最優先に収集し、次に「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」の収集を行います。なお、粗大ごみの収集は全市において一時停止します。

(2) 発災から1か月程度以降

復旧の進展に伴い、家庭系ごみ（「粗大ごみ」を除く）の収集が安定した段階で「粗大ごみ」の収集を実施します。

2 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器類等）が無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されるため、「片付けごみ」は、日常の「生活ごみ」とは区別し、別途収集します。

第15章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 学校長は、児童生徒の預かり、引き渡しについては、以下のとおりとします。なお、あらかじめ、各保護者や地域等の取り決めが交わされている場合はこの限りではありません。

(ア) 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

ア 学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安否を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行います。

イ 夜間・休日などの時間帯に発災した場合、教職員は人員不足が想定される地域防災拠点の運営等を支援します。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室等の避難行動

発災時、児童生徒が通級指導教室や日本語教室など、在籍校以外で学習している学校での「児童・生徒の預かり」を原則とします。なお、保護者同伴で通学している場合には、保護者にその時点で引き渡しをしますが、周辺の被害状況によっては、保護者は児童生徒とともに学校に留まることも可能とします。

(2) 放課後キッズクラブの避難行動

発災時に活動している場合は、これらに属している児童は、学校長の指示に基づき、学校管理下での「児童預かり」を原則とします。また、クラブ職員は児童生徒を保護者に引き渡すまでは、原則として避難場所で業務に従事します。

(3) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

発災時の対応として、あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等の安全な場所を避難場所として決めておきます。また、避難場所に、保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開に向けた対応

学校教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難所が引き続き開設されている場合は、学校教育再開に関して、避難住民や地域住民などと必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長（以下「施設長」という。）に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じます。また、こども青少年局長と協議し、私立保育所の被害状況や、市内の被害状況等から、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

施設長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本部長及びこども青少年局長に報告します。

※保育施設の一覧は、「資料編別表17」を参照

第16章 災害ボランティア活動

第1節 専門的ボランティアの活動

医療関係者、獣医師、手話、外国語通訳者等の専門的ボランティアに対する受入れ窓口及び対応については、各所管局とします。

※市防災計画第17章第1節、専門的ボランティアの活動表のとおり

第2節 一般ボランティアの活動支援

1 ボランティア窓口の設置

全国のボランティアからの案内窓口として、市災害ボランティア支援センター・区災害ボランティアセンターのほか、一般的な申出や頻度の高い質問に対しては、市コールセンターも1次案内窓口として活用します。

また、市民局長及び区本部長は、震災発生後、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、職員を配置（市民協働班・区本部ボランティア班）し、ボランティアの対応窓口を設置します。なお、窓口を設置したときは、区本部長は直ちに市民局長に対応窓口の場所及び連絡先を報告します。

2 ボランティアが活動しやすい環境の確保

(1) 市ボランティア活動拠点の提供

市民局長（市民協働班）は、横浜災害ボランティアネットワーク会議及び横浜市社会福祉協議会に対し、速やかに本市公共施設等からあらかじめ定めた施設を市災害ボランティア支援センターとして提供するとともに、本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整します。

(2) 区災害ボランティアセンター用施設の提供

区本部長（ボランティア班）は、区災害ボランティアネットワーク及び区社会福祉協議会に対し、速やかに本市公共施設等から、あらかじめ定めた施設を区災害ボランティアセンターとして提供するとともに、本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整します。

(3) ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供

市民局長及び区本部長は、ボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ等を把握し、災害ボランティア（支援）センターと情報共有し、全国のボランティアに対して、災害ボランティア（支援）センターや市のホームページで、被災地の状況等とあわせて的確な情報を提供します。

(4) ボランティア活動時の保険

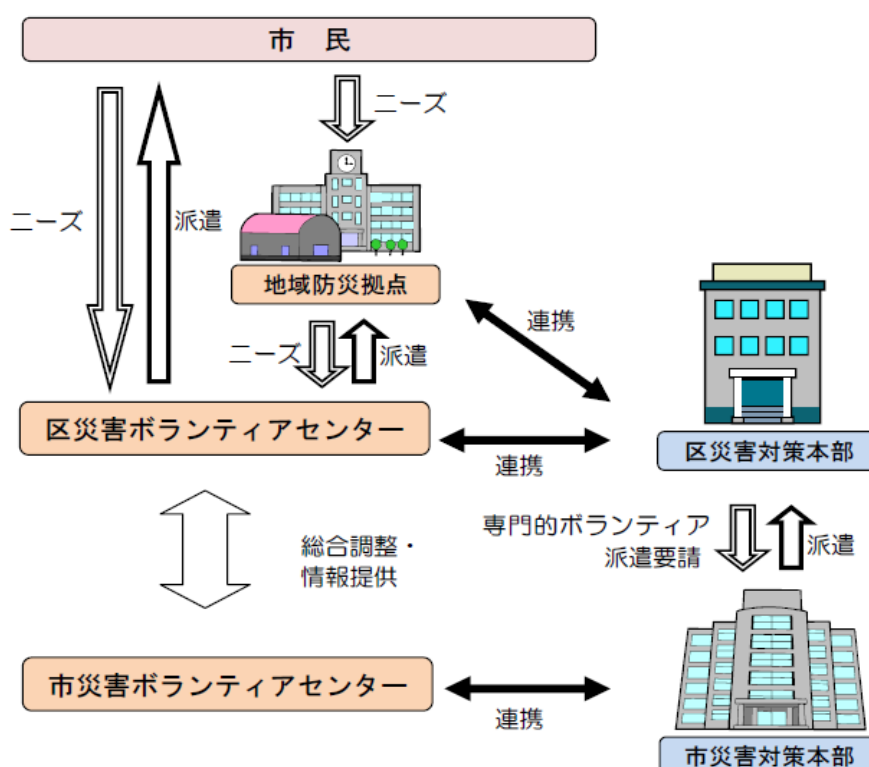
災害発生後、災害に関するボランティア活動中に発生した事故に対して補償する保険として、例えば、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険・天災タイプ」があり、天災（地

震・噴火・津波)に起因する被保険者のケガについても補償するため、活動前に社会福祉協議会で加入します。

(5) 災害ボランティア（支援）センターの役割について

項目	役割
市災害ボランティア支援センター	<p>横浜市社会福祉協議会及び横浜災害ボランティアネットワーク会議が以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各区災害ボランティアセンターの状況把握（ボランティアニーズ、スタッフ、物資等） 2 ボランティア希望者に向けた情報発信（各区災害ボランティアセンターの開設状況やボランティアニーズ等） 3 活動を希望するボランティア団体や NPO との調整及び各区災害ボランティアセンター間の調整（スタッフ数やボランティア数） 4 市災害対策本部との連絡調整
区災害ボランティアセンター	<p>区社会福祉協議会及び区災害ボランティアネットワークが以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者及び地域防災拠点からのボランティアニーズの収集 2 ボランティア希望者の受付 3 ボランティアニーズとボランティア希望者とのコーディネート、ボランティアの派遣 4 各区災害対策本部及び地域防災拠点、市災害ボランティア支援センターとの連絡調整

※ 市民局（市民協働班）及び区災害対策本部（ボランティア班）は、災害ボランティア（支援）センターの活動への支援として、電話・ファックス・パソコン・無線等の通信機器、コピー機、明細地図等の事務用品を可能な限り貸し出す。



第17章 公共施設等の応急・復旧対応

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに点検、出火防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに、初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握及び報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部（施設管理部局）及び区本部の2箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告します。

(4) 施設の点検基準

ア 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無

イ 建築設備（機械設備・電気設備通信・放送設備）の機能点検、使用停止する設備（エレベーター／冷暖房／その他必要以外の電気・機械の運転）

ウ 受水槽等の貯水確認

受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保します。

エ 消防用設備等の点検・確認

防火戸、火災報知設備、屋内消火栓設備、消火器、避難設備など消防用設備の機能点検を実施します。

オ 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

停電に備えて自家発電設備や可搬式発動発電機の点検・整備を実施します。

第2節 土木施設の応急対応

鶴見区土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。

第18章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気・ガス・電話施設の応急対策

1 東京電力パワーグリッド(株)

地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握して速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

(1) 非常災害対策本部の設置

震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、総支社に非常災害対策本部を、支社に非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止します。

(2) 関係機関との連携

市(区)災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行います。

(3) 応急・復旧作業の優先

防災上の重要拠点に対する電力供給は、震災状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行います。原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等に対しては、優先的に送電します。

(4) 区民等への広報について

ア 電気による二次災害防止の注意喚起

「避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る」「垂れ下った電線には絶対触れない」「電気器具のコンセントを抜く」等の広報をします。

イ 被害状況及び復旧見通し等についての広報をします。

2 東京ガス(株)

災害が発生した場合、気象庁の発表する情報及びガス施設等被害状況および復旧状況を迅速・的確に把握し、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の発生を防止します。

(1) 非常災害対策本部・支部の設置

非常事態が発生した場合、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策活動を行います。

(2) 関係機関との連携

市(区)災害対策本部へ要請に基づき、協議のうえ必要に応じて職員を派遣又は通信手段を活用し、関係機関等と連携を図ります。

(3) 危険予防措置

ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

(4) 復旧作業の実施

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧します。また、供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、高・中圧導管及び低圧導管の復旧作業を行います。

(5) 区民等への広報について

災害発生時には、その直後からガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、状況に応じ、市(区)本部等の関係機関と連携した広報活動を行います。

3 東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ

(1) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合、災害対策本部を設置し、速やかに被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止します。

(2) 関係機関との連携

市災害対策本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行います。

(3) 通信体制の確保

ア 防災関係機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保します。

イ 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害時用公衆電話(特設公衆電話)からの通話はそ通を確保します。

ウ 通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器(移動電源車、移動無線車、応急ケーブルなど)を配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたります。

エ 災害救助法が適用される規模の災害等発生時においては、街灯公衆電話の無料化を実施します。

オ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害伝言板「web171」を開設します。

(4) 広報対策

災害発生時、報道機関等(テレビ、ラジオ、新聞等)へ通信設備の被害状況及び輻輳発生状況、通話規制状況、回復見込み等について情報を提供し放送等の協力要請をします。

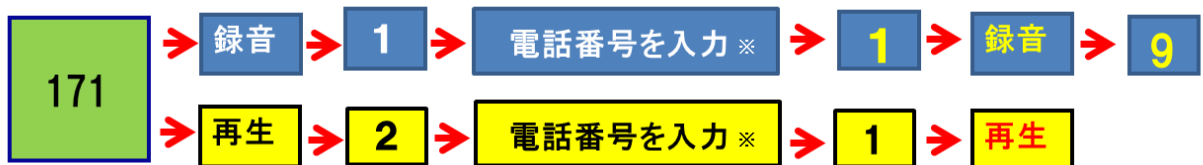
○災害用伝言ダイヤル「171」

被災地の方の安否情報を確認する「声の伝言板」です。

- 伝言は、10件まで保存できます。 ●録音から48時間保存されます。
- 1回の録音は30秒以内です。



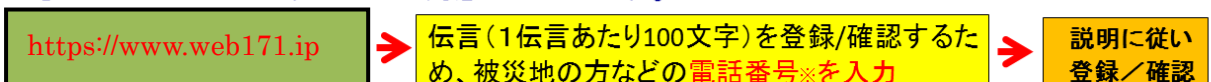
録音方法と再生方法は、次のとおりです。(市外局番から入力)



○災害用伝言板 (web171)

パソコン・スマートフォン・携帯電話などから被災地の方の安否情報を文字で確認する「web伝言板」です。

- 非常時に、携帯電話各社のトップページより利用することが可能です。
- スマートフォンは、アプリも用意されています。



「毎月1日・15日」は、災害用伝言ダイヤルと災害用伝言板を体験利用することができます。

※ご自宅の電話番号、または連絡を取りたい方の電話番号を市外局番から入力

第2節 鉄道機関の応急対応

1 JR東日本

- (1) 在来線では、一定区間内に地震計を設置して地震が発生したときは、直ちに震度（カイン表示）を計測し、数値が12カイン以上で運転中止となり、更に40カイン（震度6弱）以上で、自動的な警報により直ちに列車を停止させます。
- (2) 乗務員は、運転中に強い地震を感知して、列車の運転は危険と判断した場合は、直ちに列車を停止させますが、築堤や切取り、橋りょうなどの地形を考慮して、安全と認められる場所に停車させます。ただし、自動的な警報により停車させる場合は地形を考慮せず、直ちに停車させます。
- (3) 乗務員は、列車を停車させた場合、輸送指令と連絡をとり、その後の指示を受けます。
- (4) 列車の運転再開は、設備系統の社員が徒歩等により線路を巡回し、安全が確認された後に運転を再開します。

2 京浜急行電鉄(株)

- (1) 運輸司令長は、地震の発生を感知するか、運転関係従事員（駅長・信号担当・乗務員）から地震発生 の報告を受けた時は、直ちに列車停止の指令を行います。また、緊急地震速報システムにより、自動的に列車に警音を送信することにより、受信した列車の乗務員は、安全と思われる場所で速やかに列車を停止させます。
- (2) 乗務員は、強い地震を感知したとき、または運輸司令もしくは駅長から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、橋梁、トンネルおよび踏切道を避けて安全と思われる場所に速やかに列車を停止させます。
- (3) 乗務員は、地震終息後、運転再開の指令を受けたときは、指定された速度以下で注意運転を行います。
- (4) 乗務員は、最寄りの報告指定駅に到着したときは、駅長に対して運転した区間における線路等の状態、列車運転に対する支障の有無を報告します。
- (5) 運輸司令長は、関係駅長および保守担当責任者の報告により、列車の運転に支障のないことを確認したときは、指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努めます。
- (6) 運輸司令長は、震度5強以上のときは保守担当責任者に路線点検を依頼し、異常がないことを確認するまで、乗務員に対して運転を指示することはできません。ただし、駅間に停止している列車があるときは、最寄り駅の運転諸設備に異常がない旨の報告及び乗務員から見通しの範囲内に異常がないことが確認されたときは、乗客の避難誘導のため最寄り駅まで運転を指令することができます。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧対策

第1節 被災者の生活援護

被災者の自力復旧と復興を支援するために用意されている各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立て直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。（ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。）

また、臨時区民相談室を継続して設置し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等

(1) 区本部長は、被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名称	対象者		種別
災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する法律、条例)	遺族	生計維持者が死亡した場合	支給(500万円)
		その他の者が死亡した場合	支給(250万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する法律、条例)	精神又は身体に著しい障害を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場合	支給(250万円)
		その他の者が重度の障害を受けた場合	支給(125万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体) ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊) 		基礎支援金(50万円～100万円)と、加算支援金(25万円～200万円)の合計額を支給
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する法律、条例)	世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合		貸付 (150万円～350万円を限度)
	住宅の半壊、全壊、全体の滅失や流失または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外)		貸付 (150万円を限度)
横浜市災害見舞金・弔慰金 (横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・住家に被害を受けた方、ご遺族又は重傷者 ・市内で事業を営む方で、事業を営む部分に被害を受けた方 ※弔慰金に関しては災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合は対象外		支給 (1万円～10万円)

- (2) 義援金の配分は、健康福祉局長が開催する「義援金募集配分委員会」が決定する義援金配分基準・方法に基づき、区本部長が指定する場所で迅速かつ適正に配分します。

3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、条例・規則等に基づき、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書、市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

<市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等>

1	個人市民税（県民税を含む。）の減免
2	固定資産税及び都市計画税の減免
3	市税の延滞金の減免
4	市税の納期限の延長
5	市税の徴収猶予
6	国税の特別措置
7	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8	国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9	児童福祉施設措置費の減免
10	保育所の保育料の減免
11	老人ホーム入所に伴う費用徴収
12	水道料金等の免除
13	公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。）
14	一般廃棄物処理手数料の減免
15	市営住宅使用料の減免
16	放送受信料の免除
17	住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

第2節 被災者の住宅確保、応急修理等

1 応急仮設住宅の供与

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理等を行い、住生活の早期回復と安定を図ります。

応急仮設住宅の供与は、建築応急住宅又は賃貸型応急住宅によるものとします。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、国等からの要請により、応急仮設住宅の適用を受け、目的外使用として供与するものとします。

(1) 市の執行体制

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設型応急住宅候補地の状況確認、広報、入居者募集と選定、建設型応急住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

2 入居基準等

(1) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者等

(2) 入居者の選定等

ア 建設型応急住宅：高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者およびその他の世帯における優先順位を設定します。また、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

イ 賃貸型応急住宅：被災者自らが探すことを原則とします。必要に応じて、物件を自ら探せない被災者（要配慮者世帯）等に対して、市がマッチングを行います。

ウ 公営住宅等の一時提供住宅：対象施設の所管部署の基準によります。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮します。

4 住宅の応急修理・障害物の除去

区本部長は、住宅の応急修理（障害物の除去）申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。建築局長は、住宅応急修理（障害物の除去）申込書を整理・集計した後、応急修理・障害物の除去に係わる工事等の依頼、委託契約等の締結、支払い等を実施します。

(1) 対象者

ア 住宅の応急修理

(ア) 災害によって住家が半壊（半焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者

イ 住宅の障害物の除去

災害によって住家が半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者

(2) 内容

ア 住宅の応急修理

(ア) 修理範囲：居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限度の部分

(イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。

(ウ) 修理期間：原則として、災害発生の日から1箇月以内に完了する。

イ 障害物の除去

(ア) 除去範囲：居室、台所、玄関、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分等

(イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。

(ウ) 除去期間：原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。

第3節 災害がれき、津波堆積物等の処理

災害によって損壊した建物等の解体、解体廃棄物及び津波堆積物（以下「解体廃棄物等」という。）の処理は所有者又は敷地管理者が行います。ただし、解体廃棄物等の処理が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱（平成19年4月2日付環廃対発第070402002号、以下「要綱」という。）の適用を受ける事業となる場合は、要綱に従い本市が処理を行うことができます。

1 解体廃棄物等の処理計画の策定

区本部は被災状況等の各種情報の収集を行い、市本部に報告を行います。それら各種情報から、市内の解体廃棄物発生量を推計し家庭ごみ等の処理計画を踏まえて、資源循環局は災害廃棄物処理実行計画を策定します。

2 本市による処理

本市が処理を行う解体作業及び収集運搬・処理処分について、区本部は申請窓口の設置、受付を行い、提出された申請に基づき損壊した建物等の解体及び処理を行います。なお、本市による処理は、人命救助や道路啓開あるいは二次災害が発生する恐れがあるなど、緊急を要するものを最優先します。

第2章 被害認定調査と罹災証明書

区役所及び消防署は、災害対策基本法第90条の2に基づき、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書を交付します。

第1節 被害認定調査と罹災証明書

1 被害認定調査と罹災証明書交付の分担

区分	被害認定調査担当部署	罹災証明書交付部署
火災以外の被害	区役所	
火災・消火損	消防署	

2 被害認定調査

建物被害における全壊、半壊等の震災程度については、「災害に係る住家の被害認定基準運用方針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから公平かつ公正な調査を実施します。

3 罹災証明書の交付

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。被災者から申請があった場合は、「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」に基づき、交付します。

4 職員研修の実施

判定結果に差異がない被害認定調査を行うため、被害認定調査を実施する職員に対し、毎年研修を実施します。

第2節 被災者台帳の整備及び被災者支援システムの活用

1 被災者台帳の整備

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

2 被災者支援システムの活用

被災者の生活再建を迅速に行うため、生活再建に関わる業務である被害認定調査、罹災証明書交付、義援金等の支給の処理を行う被災者支援システムを活用して関係部署による情報共有を行い、被災者の援護を一体的かつ統合的に実施するよう努めます。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を生かした復興を行います。震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

鶴見区においても、各分野別の復興に係る計画に基づく復興施策について、所管局・統括本部との連携を図りながら、推進することとします。

第5部 津波対策

第1章 津波対策の基本

津波防災体制の整備に係る諸事業及び津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の体制等について、必要な事項を定めています。

なお、海外等遠隔地を震源域とする地震により津波警報等が発表された場合にも、この計画を準用します。

第1節 津波の予測

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方が示され、更に津波対策を構築するにあたっては、減災レベルの津波、防護レベルの津波を想定することが基本とされました。

第2節 減災レベルの津波の想定

本市における津波の想定は、平成23年度に神奈川県が設置した津波浸水想定検討部会で想定した津波を用いることとします。

このうち、津波避難対策の対象とする減災レベルの津波は、本市に最大の浸水域及び浸水深が予測されている「慶長型地震」による津波とします。

第3節 防護レベルの津波の想定

東日本大震災以降、神奈川県が公表している津波浸水予測図によれば、慶長型地震以外の地震による津波でも市域が浸水することが予測されており、県など関係自治体と協議を進め、防護レベルの津波は、「元禄型関東地震」による津波の想定とします。

第4節 津波による被害

本市が減災レベルの津波として想定している「慶長型地震」による津波では、沿岸区を中心として、津波による死者が598人、全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟、道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生すると想定されています。

1 鶴見区における津波浸水による建物被害想定

（慶長型地震）

	全 壊	半 壊
鶴見区	4 棟	4,838棟

2 鶴見区における津波浸水による人的被害想定

（慶長型地震）

	発生時間	津波影響人口	津波による死者数
鶴見区	5 時発生	6,021人	10人
	12 時発生	4,746人	8 人
	18 時発生	4,483人	7 人

第2章 予防対策

1 行政の予防対策

(1) 津波避難場所の指定

浸水が予測されている区域から、安全な高台や建物におおむね10分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難場所の確保に努めます。

(2) 情報伝達手段の整備

津波警報等が発表された場合、避難対象区域周辺にいる住民や観光客等に迅速な周知を可能とするため、防災スピーカー、防災情報Eメール、Yahoo!防災情報、緊急速報メール、広報車など複合的な手段を用いた広報活動に努めます。

(3) 防災意識の啓発

「津波からの避難に関するガイドライン」や海拔標示などを活用し、防災訓練、講演会等のあらゆる機会を捉えて、津波に関する正しい知識、防災意識の高揚、津波対策の周知等を広報します。

(4) 訓練

平常時から、津波に対して早期かつ迅速に避難・退避できるよう、避難に適した経路や高台、建物などを把握するための避難訓練などを時間や季節など様々なケースを想定しながら実施します。そのことにより、地域と連携した防災意識の高揚を図るとともに、市内外から沿岸部等に訪れる人への避難行動の啓発を行います。

2 防護レベルの津波に対する災害予防措置

防護レベルの津波に対しては、これまでの高潮対策の状況、河川や水路への津波の遡上に対する検討等を踏まえ、港湾区域、漁港区域、河川区域それぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、被害を防ぎます。

3 地域防災拠点の代替施設

「慶長型地震」の津波の浸水域では、2か所の地域防災拠点が、津波被害により使用できない可能性があるため、代替施設を指定し、震災時の避難場所を確保します。

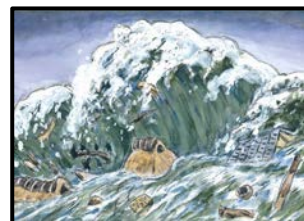
避難対象区域の地域防災拠点	代替施設
寛政中学校・生麦小学校	横浜サイエンスフロンティア高校

防災コラム 13

～「世界津波の日」と「稲むらの火」～

日本は、過去に何度も地震や津波の被害にあっていることから、いかに事前に備えておくことが大切なのかを知ってもらうため、世界に向け提案を行い2015年12月に「世界津波の日」（毎年11月5日）が制定されました。

江戸時代の1854年11月5日に、安政南海地震が発生し、今の和歌山県広川町というところが大津波に襲われました。この当時、村の高台に住む庄屋の濱口儀兵衛が「稲むら」に火をつけて津波の襲来を村人に知らせ避難させたことに由来しています。



第3章 応急対策

第1節 津波警報等発表時の措置

1 津波警報等及び津波予報の発表

- (1) 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（※一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報等を発表します。

	予想される津波の高さ		避難行動
	発表する値	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m 超	巨大	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルに避難してください。 ◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	
津波注意報	1m	(表記しない)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れてください。 ◆ 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

(2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、東京湾内湾で次の範囲となっております。

千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)
 東京都(特別区に限る。)
 神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)



2 防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とし、災害対策本部を設置するに至らない場合（市域に地震による揺れがなかった場合等）は、次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策本部	区災害対策本部
大津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）		

(2) 災害対策本部等の廃止

- ア 津波警報等の解除が発表されたとき
 イ 津波による被害の応急対策がおおむね完了したとき

(3) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	総務局、政策局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

3 津波警報等及び津波予報の収集、伝達

危機管理室より津波警報等及び横浜地方気象台の発表する地震・津波情報等の伝達を受けたときは、構内放送、広報車等を活用し、区民に対して迅速かつ確実に伝達を行います。なお、鶴見区内の津波避難対象区域には、津波警報や避難情報を広報する「防災スピーカー」が13箇所設置されています。

番号	防災スピーカー設置場所	番号	防災スピーカー設置場所
1	鶴見区総合庁舎	8	中央卸売市場食肉市場
2	潮田中学校	9	北部第二水再生センター
3	寛政中学校	10	大黒町第一公園
4	汐入小学校	11	大黒ふ頭T-1号緑地
5	生麦小学校	12	鶴見水上消防出張所
6	生麦貝ノ浜緑地公園	13	大黒海づり施設
7	市営生麦住宅		



津波警報などを知らせる防災スピーカー



海拔表示

第2節 避難対策等

1 避難指示

原則として、津波警報又は大津波警報が発表された場合は避難指示を発令します。

避難指示は、防災スピーカー、アラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災情報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表、地域への連絡などあらゆる手段を活用して区民に伝達します。

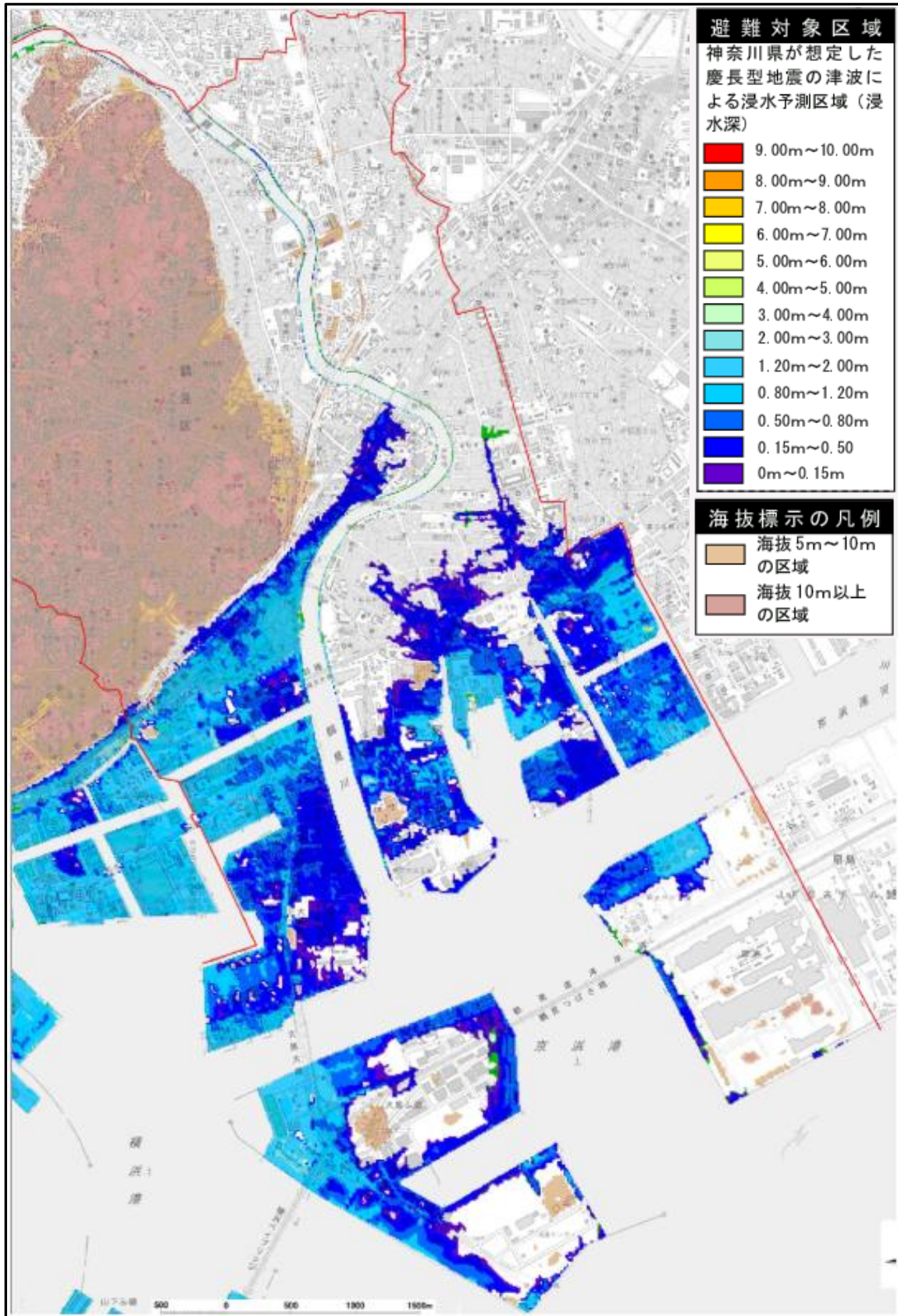
2 避難対象区域

避難対象区域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、更に河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において浸水の可能性があるとした区域を合わせた地域とします。

(1) 避難対象区域が含まれる町丁一覧

鶴見区			
朝日町1丁目	寛政町	大黒ふ頭	浜町1・2丁目
朝日町2丁目	岸谷一・四丁目	大黒町	平安町2丁目
安善町1・2丁目	栄町通1～3丁目	大東町	弁天町
潮田町3・4丁目	汐入町1～3丁目	鶴見中央二～五丁目	本町通2～4丁目
扇島	下野谷町2～4丁目	仲通1～3丁目	向井町3・4丁目
小野町	末広町1・2丁目	生麦一～五丁目	

(2) 慶長地震による鶴見区の浸水深



3 津波避難場所

(1) 津波避難の基本

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、区民自らが、直ちに避難することを判断し、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難することとします。

(2) 公共施設及び民間施設の津波避難施設への避難

避難施設に指定、又は避難施設として使用する協定を締結している公共施設及び民間施設に避難します。

※津波避難施設については、「資料編別表3」を参照

防災コラム 14

～津波てんでんこ～

「津波てんでんこ」とは、東北地方の言葉で、「てんでばらばらに家族のことさえ気にせず一人で逃げる。」という意味ですが、実際には家族や仲間のことが気になり、なかなか「てんでばらばら」には逃げられないことも考えられます。

「いざという時は、それぞれで絶対に逃げる。」と、お互いに信頼し、避難に専念するためにも、普段から家族や職場内で避難場所や経路などを、しっかりと確認しておくことは大変重要です。



第6部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されます。また、気象庁では「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することとしています。

第2章 防災対応

第1節 異常な現象に伴う防災対応

1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価をして、該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくりすべりケース	

2 臨時情報に対応した配備体制

南海トラフ臨時情報が発表された場合の本市の対応は次のとおりとします。

(1) 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

(2) 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制とし、必要な人員を配備します。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市・区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市・区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

第2節 区の活動体制

1 鶴見区災害対策本部の設置

- (1) 区長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置します。
- (2) 区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知します。

2 鶴見区災害対策本部の廃止

巨大地震注意対応（日頃からの地震への備えを再確認する等）の旨が国から発表されたときは区本部を廃止して、区警戒本部へ移行します。

3 鶴見区警戒本部の設置

区長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、直ちに区役所内に鶴見区警戒本部を設置します。

(1) 組織構成

区警戒本部	副区長
構成	区警戒本部長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局水道事務所及び消防署をもって構成します。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	区警戒本部長が必要と認める場合は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、構成員を招集し区警戒本部会議を開催します。
職員の派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長が必要と認める場合は、区警戒本部を構成する資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長又は消防地区本部長は、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に派遣します。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し情報を収集します。
関係者の出席	区警戒本部長は、必要に応じて区防災会議の構成機関等の出席を求めます。

(3) 主な対応

主な対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 区庁舎内に区警戒本部を設置します。 2 南海トラフ臨時情報に関する情報・伝達をします。 3 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握 4 発災時の対応要領の検討（区災害対策本部設置準備） 5 その他必要な措置
構成署所等の対応	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策準備の指示又は要請に応じます。ただし、所管局長の命を受け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報します。

4 警戒本部の廃止

大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う旨が国から発表されたときは、区本部を廃止します。

第3節 住民の防災対応等

1 日頃から地震への備えの周知啓発等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促します。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国及び県からの呼びかけに応じて、1週間「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活等で危険度が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。

2 土砂災害等に対する防災対応

巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、不安がある住民に対して、個々の状況に応じて、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要性等の周知に努めます。

第7部 災害応援計画

第1章 災害応援の基本

市域外において大規模地震災害が発生したときは、災害対策基本法、県からの要請及び自治体間の災害時応援協定又は本市の判断により、被災自治体に対して応援を実施します。

第1節 横浜市応援連絡体制

原則、本市以外の自治体において震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、危機管理室長が必要と認める場合に横浜市応援連絡体制（以下「応援連絡体制」という。）を確立します。

なお、全庁的に被災自治体への応援や被災自治体からの被災者受入れの対応が必要となった場合は、応援連絡体制から横浜市災害応援対策本部に移行します。

第2章 災害応援活動等

第1節 災害応援活動の準備

本市各区局及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、平常時から準備しておくものとします。

第2節 応援派遣の基本方針

- 1 市からの要請された派遣項目ごとに、あらかじめ派遣職員が必要とする知識、技能等を明確にし、適正な人材を派遣します。
- 2 各職員の災害派遣活動等の経験を、現地での災害応援活動に生かすため、災害派遣活動経験者を選考するほか、災害派遣活動経験者の底上げを図るため未経験者も積極的に派遣します。

第3節 救援物資の輸送

- 1 市は、被災地において、食料・飲料水、生活物資、災害用資機材等が不足し、現地での調達が困難な場合は、被災自治体の要請に基づき、必要な物資を確保し、被災地に輸送します。
- 2 市（区）は、個人からの小口物資について、被災者のニーズとのずれや時間の経過とともにニーズが変化していくため、結果的に多くの善意を十分に生かしきれなくなる場合があること、また被災地での仕分けに多くの労力を必要とすることなどに配慮し、個人からの提供品については、原則として取り扱わないものとします。

第4節 被災自治体からの被災者受入れ

- 1 被災自治体からの被災者受入れに関する調整については、市応援対策本部もしくは他都市応援チームが実施します。
- 2 初期受入れは、避難者数の急激な増加に対応できる、大部屋形式の受入施設を開設します。
- 3 女性、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、子ども・乳幼児、医療的支援を要する者など、個別に配慮すべき被災者を対象にした「個別ニーズ対応施設」についても設置します。
- 4 初期の受入れ先は、おおむね2か月を開設期間とし、その後は、より生活条件が良い二次受入施設（宿泊施設等）や、さらには自立して生活できる市営住宅等へ受け入れます。
- 5 各受入施設は、運営が滞りなく行われるよう標準的な運営マニュアルを整備した上で、各施設の特性に合わせたマニュアルを施設ごとにあらかじめ備えておくこととします。

なお、市職員の応援については、施設を所管する区・局職員を中心とし、支援内容等の状況に応じて、適宜、その他の区・局職員が応援を実施します。

鶴見区防災計画

～ 資料編 ～ (別表)

別表 1	鶴見区防災会議構成機関一覧	
別表 2	帰宅困難者一時滞在施設	
別表 3	津波避難施設	
別表 4	区食料等集配所一覧	
別表 5	その他の公共施設一覧 (1) 地区センター (2) コミュニティハウス (3) 図書館	
別表 6	地域防災拠点一覧	
別表 7	福祉避難所一覧	
別表 8	広域避難場所一覧	
別表 9	医療機関等一覧 (1) 市内北部地域の災害拠点病院 (2) 災害時救急病院 (3) 休日急患診療所	
別表 10	協定締結一覧 (抜粋) 10-1 鶴見区締結協定一覧 (抜粋) 10-2 横浜市締結協定一覧 (抜粋)	
別表 11	遺体安置所・区内の「寺」一覧	
別表 12	消防署・出張所一覧	
別表 13	消防団器具置場所在地一覧	
別表 14	警察署・交番・駐在所一覧	
別表 15	鶴見区共同防災組織一覧 (1) 鶴見区共同防災組織一覧 (2) 扇島地区共同防災協議会 (1 事業所) (3) 安善町共同防災組織 (3 事業所) (4) (株) KSP 大黒神奈川共同防災センター (12 事業所) (5) その他	
別表 16	区内教育機関一覧 (市立小・中学校除く) (1) 小学校 (2) 中学校 (3) 高等学校 (4) その他	
別表 17	区内幼稚園・保育園一覧 (1) 幼稚園 (2) 認定こども園 (3) 保育所 (4) 小規模保育事業 (5) 家庭的保育事業	

別表1 鶴見区防災会議 構成機関一覧

No.	構成機関名	役職名
1	鶴見区自治連合会	会長
2	鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	会長
3	鶴見区水防協議会	会長
4	鶴見区社会福祉協議会	会長
5	鶴見消防団	団長
6	東京電力(株)鶴見支社	支社長
7	東京ガス(株)神奈川支社	部長
8	東日本電信電話(株)神奈川支店 設備部災害対策室	課長
9	東日本旅客鉄道(株)横浜支社鶴見駅 (JR)	駅長
10	京浜急行電鉄(株)京急鶴見駅	駅長
11	YOUテレビ(株)	取締役
12	鶴見区建設防災作業隊	会長
13	鶴見区議員団会議	代表
14	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	所長
15	鶴見警察署	署長
16	鶴見区	区長
17	鶴見区	副区長
18	鶴見土木事務所	所長
19	鶴見区福祉保健センター	センター長
20	鶴見区福祉保健センター	担当部長
21	鶴見消防署	署長
22	環境創造局下水道施設部	部長
23	建築局企画部	防災担当部長

別表2 帰宅困難者一時滞在施設

No.	施設名	所在地	備考
1	鶴見公会堂	豊岡町2-1 フーガ1 6・7階	
2	ナイス株式会社 本社ビル	鶴見中央4-33-1	
3	株式会社 松尾工務店	鶴見中央4-38-35	
4	学校法人総持学園	鶴見2-1-3	
5	宗教法人本山總持寺	鶴見2-1-1	
6	RAKU SPA鶴見	元宮2-1-39	
7	麒麟ビール株式会社 横浜工場	生麦1-17-1	
8	横浜商科大学 つるみキャンパス	東寺尾4-11-1	
9	鶴見医師歯科医師会会館	鶴見中央1-16-5	
10	澤の湯	下野谷町1-43	
11	竹の湯	生麦3-14-2	
12	いやさか湯	馬場1-7-23	
13	富士の湯	矢向3-28-12	

別表3 津波避難施設

No.	施設名	所在地	電話番号	受入可能 時間制限
1	入船小学校	浜町1-1-1	501-3539	24時間365日
2	寛政中学校	寛政町23-1	511-0666	
3	汐入小学校	汐入町2-36	501-7862	
4	下野谷小学校	下野谷町2-49	501-2312	
5	生麦小学校	生麦4-15-1	501-2270	
6	潮田小学校	向井町3-82-1	501-2128	
7	潮田中学校	向井町4-83	521-3535	
8	横浜サイエンスフロンティア高等学校	小野町6	511-3654	
9	市営生麦住宅	生麦1-3-1		
10	鶴見区役所	鶴見中央3-20-1	510-1656	※制限あり
11	高齢者保養研修施設ふれーゆ	末広町1-15-2	521-1010	
12	横浜市国際学生会館	本町通4-171-23	507-0121	
13	横浜税関大黒埠頭出張所	大黒ふ頭15	506-8303	
14	株式会社 松尾工務店	鶴見中央4-38-35	511-0023	24時間365日
15	麒麟ビール株式会社 横浜工場	横浜市鶴見区生麦1-17-1	503-8250	
16	横浜港国際流通センター事務所棟	大黒ふ頭22	510-2000	
17	GLP横浜	生麦2-2-26	0120-087-777	

別表4 区食料等集配所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	市立東高等学校	馬場町3-5-1	571-0851	585-5780
2	横浜サイエンスフロンティア高等学校	小野町6	511-3654	511-3644

別表5 その他の公共施設一覧

(1) 地区センター

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	末吉地区センター	上末吉2-16-16	572-4300	586-1229
2	生麦地区センター	生麦4-6-37	504-0770	504-2662
3	寺尾地区センター	馬場4-39-1	584-2581	584-2583
4	潮田地区センター(※)	本町通4-171-23	511-0765	511-0760
5	矢向地区センター(※)	矢向4-32-11	573-0302	573-0304
6	駒岡地区センター(※)	駒岡4-28-5	571-0035	571-0036

(※)ケアプラザと併設している施設

(2) コミュニティハウス

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	市場小学校コミュニティハウス	元宮1-13-1	574-1972	574-1972
2	潮田公園コミュニティハウス	向井町2-71-2潮田公園内	511-0880	511-0851
3	上寺尾小学校コミュニティハウス	馬場3-21-21	585-3770	585-3770
4	寛政中学校コミュニティハウス	寛政町23-1	503-3808	503-3808
5	新鶴見小学校コミュニティハウス	江ヶ崎町2-1	574-1976	574-1976
6	鶴見市場コミュニティハウス (ゆうづる)	市場下町11-5	500-6688	500-6612
7	鶴見中央コミュニティハウス	鶴見中央1-31-2	511-5088	511-5089

(3) 図書館

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	鶴見図書館	鶴見中央2-10-7	502-4416	504-6635

別表6 地域防災拠点一覧

No.	学校名（拠点名）	所在地	電話番号	FAX番号
1	旭小学校	北寺尾4-25-1	581-4178	585-9453
2	市場小学校	元宮1-13-1	581-2107	581-9387
3	入船小学校	浜町1-1-1	501-3539	507-0056
4	潮田小学校	向井町3-82-1	501-2128	507-0046
5	上末吉小学校	上末吉5-24-1	571-1616	585-9479
6	上寺尾小学校	馬場3-21-21	585-2961	585-9493
7	岸谷小学校	岸谷1-6-1	581-3301	585-9473
8	駒岡小学校	駒岡3-14-1	581-6263	585-9491
9	汐入小学校	汐入町2-36	501-7862	507-0073
10	獅子ヶ谷小学校	獅子ヶ谷1-19-1	575-3105	585-9492
11	下野谷小学校	下野谷町2-49	501-2312	507-0054
12	下末吉小学校	下末吉2-25-6	581-2586	585-9484
13	新鶴見小学校	江ヶ崎町2-1	583-8915	583-8917
14	末吉小学校	上末吉1-9-1	581-2244	585-9437
15	鶴見小学校	鶴見中央3-19-1	521-9618	507-0058
16	寺尾小学校	東寺尾5-19-1	581-7084	585-9486
17	豊岡小学校	豊岡町27-1	581-3248	585-9469
18	生麦小学校	生麦4-15-1	501-2270	507-0048
19	馬場小学校	馬場7-20-1	571-7777	585-9489
20	東台小学校	東寺尾東台12-1	571-0812	585-9452
21	平安小学校	平安町2-9-1	501-4244	507-0059
22	矢向小学校	矢向3-8-1	581-4672	585-9476
23	市場中学校	市場下町1-1	501-4125	507-0074
24	潮田中学校	向井町4-83	521-3535	507-0079
25	上の宮中学校	上の宮1-26-33	582-8801	585-9914
26	寛政中学校	寛政町23-1	511-0666	507-0084
27	末吉中学校	下末吉6-13-1	581-0813	585-9497
28	鶴見中学校	鶴見中央3-14-1	501-2397	507-0083
29	寺尾中学校	北寺尾3-13-1	571-4102	585-9499
30	生麦中学校	岸谷2-1-1	581-3255	585-9904
31	矢向中学校	矢向1-8-24	581-4131	585-9906

別表7 福祉避難所一覧

No.	施設種別	施設名	住所	電話番号	FAX番号
1	地域ケアプラザ	潮田地域ケアプラザ	本町通4-171-23	507-2929	507-2930
2	地域ケアプラザ	矢向地域ケアプラザ	矢向4-32-11	573-0020	573-0027
3	地域ケアプラザ	寺尾地域ケアプラザ	東寺尾6-37-14	585-5566	585-5737
4	地域ケアプラザ	東寺尾地域ケアプラザ	東寺尾1-12-3	584-0129	570-6202
5	地域ケアプラザ	駒岡地域ケアプラザ	駒岡4-28-5	570-6601	570-6602
6	地域ケアプラザ	鶴見市場地域ケアプラザ(ゆうづる)	市場下町11-5	504-1077	500-6677
7	地域ケアプラザ	鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見中央1-23-26	508-7800	508-7808
8	地域ケアプラザ	生麦地域ケアプラザ	生麦4-6-4	510-3411	510-3018
9	地域ケアプラザ	馬場地域ケアプラザ	馬場7-11-23	576-4231	576-4233
10	老人福祉センター	鶴寿荘	馬場4-39-1	584-2581	584-2583
11	高齢者保養研修施設	ふれーゆ	末広町1-15-2	521-1010	521-1099
12	特別養護老人ホーム※	新鶴見ホーム	江ヶ崎町2-42	570-5000	570-5001
13	特別養護老人ホーム※	やまゆりホーム	獅子ヶ谷2-15-18	583-1833	583-0847
14	特別養護老人ホーム※	しょうじゅの里鶴見	江ヶ崎町2-1	576-5020	576-5021
15	特別養護老人ホーム※	わかたけ鶴見	矢向1-4-20	642-7500	583-6616
16	特別養護老人ホーム※	ニューバード獅子ヶ谷	獅子ヶ谷3-10-8	576-3055	576-3056
17	特別養護老人ホーム※	しょうじゅの里小野	下野谷4-145-18	521-8818	521-8830
18	介護老人保健施設	うしおだ老健やすらぎ	矢向1-6-20	574-3312	574-3313
19	障害者地域活動ホーム	地域活動ホームふれあいの家	生麦4-5-37	504-0876	504-0876
20	障害者地域活動ホーム	地域活動ホームもとみや	元宮2-4-78	585-3664	583-1718
21	障害者地域活動ホーム	つるみ地域活動ホーム幹	北寺尾4-21-20	585-9246	585-9247
22	障害者支援施設	希望	矢向1-14-18	580-0078	584-8999
23	精神障害者生活支援センター	鶴見区生活支援センター	豊岡町28-4	576-3173	576-3172

※大規模災害時、介護保険の要介護認定を受けている方のうち、地域防災拠点や自宅での生活が困難であり、施設職員による介助が必要な方を対象に、特別養護老人ホームなどで緊急入所による受入れを行うこともあります。

別表8 広域避難場所一覧

No.	名称	代表所在地
1	三ツ池公園	鶴見区三ツ池公園
2	総持寺	鶴見区鶴見二丁目
3	東寺尾配水池及び松陰寺一帯	鶴見区東寺尾一丁目 神奈川区西寺尾二丁目
4	浅野学園一帯	神奈川区子安台一丁目
5	錦台中学校一帯	神奈川区西寺尾三丁目

別表9 医療機関等一覧

(1) 市内北部地域の災害拠点病院

No.	病院名	所在地	電話番号
1	済生会横浜市東部病院	鶴見区下末吉3-6-1	576-3000
2	昭和大学藤が丘病院	青葉区藤が丘1-30	971-1151
3	横浜労災病院	港北区小机町3211	474-8111
4	昭和大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35-1	949-7000

(2) 災害時救急病院

No.	病院名	所在地	電話番号
1	佐々木病院	下末吉1-13-8	581-3123
2	生麦病院	生麦1-14-21	521-1191
3	平和病院	東寺尾中台29-1	581-2211
4	横浜勤労者福祉協会汐田総合病院	矢向1-6-20	574-1011
5	森山病院	潮田町3-145-4	501-1479
6	鶴見西井病院	北寺尾3-3-1	581-3055
7	片山整形外科記念病院	北寺尾4-13-1	581-7137
8	鶴見西口病院	鶴見1-12-31	581-2573
9	さいわい鶴見病院	豊岡町21-1	581-1417

(3) 休日急患診療所

No.	病院名	所在地	電話番号
1	鶴見区休日急患診療所	鶴見中央3-4-22	503-3851

別表10-1 鶴見区協定締結一覧（抜粋）

No.	協定名称	協定締結先	協定の概要	所管局区
1	横浜市鶴見区と川崎市川崎区及び同市幸区との包括連携協定	川崎市川崎区及び同市幸区	相互連携により地域への取組を推進	鶴見区役所
2	災害時における蕎麦等の提供に関する協定	横浜蕎麦協同組合鶴見支部	避難所等における蕎麦等の提供	鶴見区役所
3	震災時における緊急設備支援に関する協定書	株式会社セレスポ	避難所用テントの設置等の協力	鶴見区役所
4	災害対策に関する協定書	YOUテレビ株式会社	区民への情報伝達、映像記録の実施等	鶴見区役所
5	災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定	鶴見区内社会福祉施設	在宅要援護者のための特別避難場所の協力	鶴見区役所
6	災害時における遺体安置所の提供等に関する協定	鶴見区仏教会	遺体安置所の提供、確保	鶴見区役所
7	大規模地震時等における応急措置活動に関する協定	鶴見火災予防協会	応急措置活動の協力	鶴見区役所
8	災害発生時における地域住民への広報活動に関する協定	AGC横浜テクニカルセンター	広報活動の協力	鶴見区役所
9	災害時における施設等の提供協力に関する協定	キリンビール株式会社横浜工場	帰宅困難者一時滞在施設 津波避難施設	鶴見区役所

別表10-2 横浜市協定締結一覧（抜粋）

No.	協定名称	協定締結先	協定の概要	所管局区
1	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	キリンビール株式会社横浜工場	被災住民への飲料水供給	消防局
2	災害時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社松尾工務店	帰宅困難者一時滞在施設 津波避難施設	消防局
3	災害時における施設等の提供協力に関する協定	ナイス株式会社	帰宅困難者一時滞在施設	消防局
4	災害時におけるエルピーガス等の調達・供給に関する横浜市と横浜市エルピーガス協議会との協定	社団法人神奈川県エルピーガス協会	エルピーガス及び供給に必要な仮設燃焼器具類の調達・供給	消防局
5	災害時における燃料の供給協力に関する協定	神奈川県石油業協同組合	自動車専用燃料、自家発電機用燃料等の供給協力	消防局
6	風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定	社団法人横浜建設業協会 社団法人神奈川県建設業協会横浜支部	がけ崩れ災害に係る応急資材整備、応急仮設工事の協力	建築局
7	横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定	社団法人横浜建設業協会 社団法人神奈川県建設業協会横浜支部 社団法人横浜市電設教会 社団法人神奈川県電業協会 社団法人神奈川県空調衛生工業会	公共建築物の点検及び応急措置	建築局
8	災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定	社団法人横浜市医師会	応急医療及び救護の協力	健康福祉局
9	災害時の歯科医療救護活動に関する横浜市と横浜市歯科医師会との協定	社団法人横浜市歯科医師会	歯科医療に関する情報収集、救護活動等の協力	健康福祉局
10	災害時における被災者等への入浴機会の提供に関する協定	横浜市浴場協同組合	災害時における避難者、入浴困難者及び救援活動従事者への入浴機会の提供	健康福祉局

※基本的には市対策本部から要請となりますが、災害時の状況によっては各区から直接要請することができます。
 ※その他、全市的な協定については横浜市防災計画「資料編」を参照。

別表11 遺体安置所・区内の「寺」一覧

(1) 遺体安置所

No.	病院名	所在地	電話番号
1	鶴見スポーツセンター	元宮2-5-1	584-5671

(2) 区内の「寺」

No.	名称	所在地	電話番号
1	大本山総持寺	鶴見2-1-1	581-6021
2	天王院	寺谷1-2-1	581-2425
3	成願寺	豊岡町6-1	581-7609
4	智広寺	佃野町38-26	581-0645
5	良忠寺	矢向4-21-36	581-5414
6	最願寺	矢向4-19-18	571-4694
7	正楽寺	矢向3-6-23	573-1831
8	寿徳寺	江ヶ崎町14-7	572-1524
9	専念寺	市場東中町3-18	501-8064
10	金剛寺	市場下町6-33	511-5148
11	宝泉寺	菅沢町15-24	521-4058
12	大聖寺	仲通1-2-3	501-2725
13	光永寺	汐入町2-43-3	501-3405
14	東漸寺	潮田町3-144-2	501-2388
15	明正寺	潮田町2-85	501-3659
16	円光寺	朝日町1-55	501-6000
17	念仏寺	栄町2-21-1	511-5557
18	東福寺	鶴見1-3-5	581-5066
19	龍泉寺	岸谷4-3-2	581-7626
20	安養寺	岸谷1-22-12	581-3227
21	慶岸寺	生麦5-13-61	501-2816
22	正泉寺	生麦4-31-4	511-5175
23	宝泉寺	下末吉6-19-31	581-3528
24	宝塔寺	下末吉6-25-34	571-1460
25	真福寺	上末吉1-15-10	581-7693
26	妙信寺	下末吉4-12-2	571-1513
27	正行寺	駒岡3-31-18	571-1221
28	常倫寺	駒岡3-5-1	571-1466
29	長松寺	駒岡3-4-22	572-6691
30	光明寺	獅子ヶ谷2-29-13	571-1432
31	本覚寺	獅子ヶ谷2-6-32	575-7855
32	松蔭寺	東寺尾1-18-1	571-1701
33	建功寺	馬場1-2-1	571-1465
34	宝蔵寺	馬場4-7-5	571-2214
35	宗泉寺	上の宮2-24-3	581-9320

別表12 消防署・出張所一覧

No.	名称	所在地	電話番号	FAX番号
1	消防地区本部 鶴見消防署	鶴見中央3-20-1	503-0119	503-0119
2	生麦消防出張所	鶴見中央5-12-17	506-0119	506-0119
3	大黒町消防出張所	大黒町4-67	509-0119	509-0119
4	末吉消防出張所	下末吉2-1-3	574-0119	574-0119
5	入船消防出張所	弁天町10-3	505-0119	505-0119
6	矢向消防出張所	矢向3-30-13	575-0119	575-0119
7	岸谷消防出張所	岸谷2-13-18	583-0119	583-0119
8	寺尾消防出張所	北寺尾4-24-15	584-0119	584-0119
9	駒岡消防出張所	駒岡2-18-8	585-0119	585-0119
10	鶴見水上消防出張所	大黒ふ頭1	504-0119	504-0119

別表13 消防団器具置場所在地一覧

No.	名称	所在地
1	第二分団第1班	鶴見区下野谷町2-49
2	第二分団第2班	鶴見区下野谷町3-89-3
3	第二分団第3班	鶴見区小野町70
4	第三分団第1班	鶴見区大東町12-1
5	第三分団第1班	鶴見区潮田町3-131-5
6	第三分団第2班(本部)	鶴見区浜町1-1-1
7	第三分団第3班	鶴見区汐入町3-50-1
8	第四分団第1班本部	鶴見区生麦4-15-19
9	第四分団第1班	鶴見区生麦4-11-12
10	第四分団第2班	鶴見区生麦3-15
11	第四分団第3班	鶴見区岸谷1-26-14
12	第五分団第1班	鶴見区鶴見中央4-28-5
13	第五分団第2班	鶴見区佃野町7
14	第五分団第3班	鶴見区寺谷1-11-21
15	第六分団第1班	鶴見区元宮2-8
16	第六分団第2班	鶴見区市場下町11
17	第六分団第3班	鶴見区平安町2-9-1
18	第七分団第1班	鶴見区下末吉1-30-9
19	第七分団第2班	鶴見区上末吉4-12
20	第七分団第3班(本部)	鶴見区駒岡3-16-7
21	第八分団第1班	鶴見区東寺尾2-12
22	第八分団第2班	鶴見区東寺尾東台12-1
23	第八分団第3班	鶴見区北寺尾2-3-30
24	第八分団第4班	鶴見区獅子ヶ谷1-13
25	第八分団第5班	鶴見区北寺尾6-7
26	第八分団第6班	鶴見区馬場4-16
27	第八分団第7班(本部)	鶴見区馬場4-40-1
28	第九分団第1班(本部)	鶴見区矢向3-11
29	第九分団第3班	鶴見区江ヶ崎町2-1

別表14 警察署・交番・駐在所一覽

No.	名称	所在地
1	鶴見警察署	鶴見中央4-33-9
2	本町通交番	仲通1-2-7
3	潮田交番	潮田3-142-1
4	鶴見駅前交番	鶴見中央1-2-3
5	鶴見駅西口交番	豊岡町1-3
6	駒岡交番	駒岡2-18-1
7	別所交番	北寺尾3-2-41
8	向谷交番	東寺尾1-39-1
9	上末吉交番	上末吉5-11-4
10	市場交番	市場大和町4-30
11	生麦交番	生麦5-14-6
12	岸谷交番	岸谷1-10-29
13	東寺尾交番	東寺尾北台3-33
14	矢向駅前交番	矢向6-5-1
15	尻手交番	元宮1-15-21
16	末吉交番	下末吉2-18-5
17	北寺尾駐在所	北寺尾7-19-19

※鶴見警察署 電話番号:504-0110

別表15 鶴見区共同防災組織一覧

(1) 鶴見区共同防災組織一覧

名称	構成事業所数	所在地
扇島地区共同防災協議会	3(2)※	川崎市川崎区扇島1-1
安善町共同防災組織	3	鶴見区安善町2-1
(株)KSP大黒神奈川共同防災センター	12	鶴見区大黒町18-28

※()内は、川崎市域分の特定事業所数(内数)を示す。

(2) 扇島地区共同防災協議会(1事業所)

名称	所在地
東京ガス(株)扇島LNG基地	鶴見区扇島4-1

(3) 安善町共同防災組織(3事業所)

名称	所在地
EMGルブリカンツ(同)鶴見潤滑油工場	鶴見区安善町2-1
セントラル・タンクターミナル(株)横浜事業所	鶴見区安善町2-3-2
シェルルブリカンツジャパン(株)横浜事業所	鶴見区安善町2-4

(4) (株)KSP大黒神奈川共同防災センター(12事業所)

名称	所在地
内外輸送(株)	鶴見区大黒町3-100
日本埠頭倉庫(株)横浜事業所	鶴見区大黒町5-50
三菱ケミカル(株)鶴見工場	鶴見区大黒町10-1
(株)JERA横浜火力発電所	鶴見区大黒町11-1
横浜液化ガスターミナル(株)	鶴見区大黒町12-14
大東タンクターミナル(株)横浜油槽所	鶴見区大黒町12-69
ENEOS(株)横浜製造所	神奈川区子安通3-390
(株)築港横浜化学品センター第1倉庫	鶴見区大黒町5-81
(株)築港横浜化学品センター第2倉庫	鶴見区大黒町9-15
(株)J-オイルミルズ横浜工場	鶴見区大黒町7-41
保土谷化学工業(株)横浜工場	鶴見区大黒町7-43
鶴見倉庫(株)	鶴見区大黒町8-1

(5) その他

名称	所在地
米海軍鶴見貯油施設	鶴見区安善町

別表16 区内教育機関一覧（市立小・中学校除く）

(1) 小学校

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	私立聖ヨゼフ学園小学校	東寺尾北台11-1	581-8808	584-0831

(2) 中学校

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	私立橘学苑中学校	獅子ヶ谷1-10-35	581-0063	584-8643
2	私立聖ヨゼフ学園中学校	東寺尾北台11-1	581-8808	584-0831
3	私立鶴見大学附属中学校	鶴見2-2-1	581-6325	581-6329
4	市立横浜サイエンスフロンティア 高等学校附属中学校※	小野町6	511-3654	506-3680

(3) 高等学校

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	県立鶴見高等学校	下末吉6-2-1	581-4692	584-8505
2	県立鶴見総合高等学校	平安町2-28-8	506-1234	504-8733
3	市立東高等学校	馬場町3-5-1	571-0851	585-5780
4	市立横浜サイエンスフロンティア 高等学校	小野町6	511-3654	511-3644
5	私立白鵬女子高等学校	北寺尾4-10-13	581-6721	571-3372
6	私立橘学苑高等学校	獅子ヶ谷1-10-35	581-0063	584-8643
7	私立鶴見大学附属高等学校	鶴見2-2-1	581-6325	581-6329
8	私立法政大学国際高等学校	岸谷1-13-1	571-4482	581-9991
9	私立聖ヨゼフ学園高等学校	東寺尾北台11-1	581-8808	584-0831

(4) その他

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	私立鶴見大学・鶴見大学短期大学部	鶴見2-1-3	581-1001	584-4588
2	学校法人横浜商科大学	東寺尾4-11-1	571-3901	571-4125
3	横浜市立大学鶴見キャンパス	末広町1-7-29	508-7201	505-3531
4	県立鶴見養護学校	駒岡4-40-1	573-4787	584-8502
5	県立東部総合職業技術校 (かなテクカレッジ)	寛政町28-2	504-2800	504-2801
6	鶴見朝鮮初級学校	小野町10	501-4269	501-5699
7	横浜国際学生会館	本町通4-171-23	507-0121	507-2441
8	聖灯看護専門学校	下野谷3-88-16	717-6633	512-1000

別表17 区内幼稚園・認定こども園・保育所一覧

(1) 幼稚園

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	飯山幼稚園	東寺尾4-16-19	581-5756	571-0817
2	泉幼稚園	矢向5-3-25	581-6846	573-8832
3	潮田幼稚園	向井町3-72	501-6830	501-4936
4	桜ヶ丘幼稚園	東寺尾北台6-23	581-6547	584-7633
5	鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園	鶴見2-1-3	573-8819	583-3758
6	すみれが丘幼稚園	馬場7-29-3	582-0231	582-3930
7	橘幼稚園	獅子ヶ谷1-10-5	573-3132	573-3140
8	鶴見双葉幼稚園	上末吉1-18-8	581-7596	581-7596
9	鶴見平和幼稚園	栄町通4-46-5	502-5050	502-5079
10	寺尾幼稚園	北寺尾6-11-9	571-4956	584-8456
11	天王院幼稚園	寺谷1-2-1	581-6764	581-6764
12	東寺尾幼稚園	東寺尾中台26-25	581-2283	834-5588
13	三ツ池幼稚園	梶山1-11-6	574-0396	585-6626
14	矢向幼稚園	矢向4-22-38	581-5410	582-1084
15	やよいヶ丘幼稚園	馬場2-5-55	571-1452	571-1602

(2) 認定こども園

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	幼保連携型認定こども園あさひ台幼稚園	下末吉6-7-24	574-4583	582-8880
2	認定こども園 若葉幼稚園(幼稚園型)	寺谷2-12-26	581-5845	580-2045
3	幼保連携型認定こども園YMCAつるみ保育園	平安町2-28-1	500-5030	521-0012

(3) 保育所

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	横浜市馬場保育園	馬場2-7-27	573-0054	573-0254
2	横浜市鶴見保育園	鶴見中央2-10-7	501-6786	501-6795
3	横浜市芦穂崎保育園	鶴見中央2-13-29	501-5389	501-5463
4	横浜市潮田保育園	潮田町4-148-1	501-8185	501-8205
5	北寺尾第二むつみ保育園	北寺尾四丁目14番47-1号	716-6568	574-3937
6	北寺尾むつみ保育園	北寺尾5-7-20	716-6853	581-1538
7	ねむの樹 北寺尾保育園	北寺尾6-7-6	584-1700	718-5623
8	馬場どろんこ	馬場1-11-5	633-7435	633-7436
9	ベネッセ菊名保育園	馬場7-7-15	580-7101	580-7102
10	きくなハート保育園	上の宮2-15-15	710-0467	710-0468
11	にじの風保育園	駒岡2-6-56	575-1231	575-1211
12	駒岡こども園	駒岡5-15-32	584-6488	584-6488
13	駒岡保育園	駒岡4-5-31	582-2250	582-2283
14	にじいろ保育園駒岡	鶴見区駒岡5-13-29	834-5197	834-5198
15	えみ保育園	獅子ヶ谷三丁目4-32	570-3090	570-3091
16	明日葉保育園駒岡園	駒岡5-2-22	834-7440	834-7447
17	駒岡げんきっず保育園	駒岡1-1-7	571-6665	571-6677
18	SANDA KID保育園	駒岡3-4-41	834-8161	834-8162
19	上末吉白百合保育園	上末吉3-5-2	581-7451	581-7452
20	末吉いづみ保育園	下末吉3-6-2	570-5125	572-5105
21	鶴見どろんこ保育園	下末吉6-10-36	585-1860	572-1772
22	末吉にこにこ保育園	下末吉1-13-20	580-2526	580-2528
23	保育室ベルファミーユ	東寺尾1-4-14 グランシャリオ1階	633-1925	633-1935
24	わおわお東寺尾保育園	東寺尾5-18-5	716-8019	716-8071
25	東寺尾どろんこ保育園	東寺尾1-35-5	642-8640	642-8641
26	フェアリーテイルつばさ	寺谷2-1-20	580-2527	580-2522
27	フェアリーテイルみらい	寺谷2-1-11	717-8227	580-2522
28	總持寺保育園	鶴見2-3-29	581-3162	581-2278
29	ルーチェ保育園 鶴見	豊岡町9-38	718-6797	583-0048
30	豊岡ひまわり保育園	豊岡町35-26	717-5073	717-5074
31	みゆさと保育園	豊岡町40-15	585-5501	585-5587
32	横浜山手モンテッソーリ保育園	豊岡町38-7	716-6220	330-8740
33	あゆみ保育園 鶴見	佃野町2番19号	718-5615	718-5616
34	鶴見乳幼児福祉センター保育園	鶴見1-3-16	581-5653	584-6874
35	花園保育園ベビーホーム	生麦5-8-16	503-1818	503-1817
36	花月園前こわ保育園	生麦5-14-11	642-4250	642-4260
37	ヨコハマさくら保育園	生麦4-5-11	506-1717	506-1714
38	生麦保育園	生麦4-25-12	502-1770	502-1797
39	生麦ポケット保育園	生麦3-7-11	502-9120	502-3138
40	スターチャイルド《生麦ナーサリー》	生麦1-7-1 rise place 横浜生麦	508-3080	508-3081
41	SEA KID保育園	岸谷一丁目26番12号	717-6473	717-6786
42	P'sスマイル保育園	鶴見中央1-1-1 シャル6階	511-5150	511-5150

43	鶴見ポケット保育園	鶴見中央1-7-5	642-6191	642-6192
44	Jキッズプラネット鶴見保育園	鶴見中央1-31-27	570-5305	570-5306
45	桑の実鶴見保育園	鶴見中央1-28-2	642-3737	642-3030
46	ビーンズ保育園	鶴見中央1-23-26 3階	511-3051	511-3052
47	鶴見あけぼの保育園	鶴見中央1-18-10	511-1304	511-1660
48	鶴見中央はなかご保育園	鶴見中央1-16-5	633-8787	633-8797
49	ナーサリーつるみ	鶴見中央2-10-6	716-8490	716-8640
50	実遊中央保育園	鶴見中央2-16-27	500-2260	500-2261
51	ポピンズナーサリースクール鶴見	鶴見中央二丁目6-29 アスク・サンシビル1F	716-9531	716-9532
52	あーす保育園鶴見中央	鶴見中央3-3-14	642-7344	642-7345
53	アートチャイルドケア鶴見	鶴見中央3-10 あしほ総合クリニック2階	503-4815	503-4816
54	鶴見すずらん保育園	鶴見中央3-19-20	505-3250	505-3251
55	トライアングル スマイル	鶴見中央4-28-7	505-9472	505-9473
56	かもめ保育園	鶴見中央5-2-7	506-4154	506-4156
57	保育園スカイ・ウイング	鶴見中央5-11-8	521-8880	521-8882
58	總持寺本町通保育園	本町通1-26	511-1003	511-1121
59	みつる保育園	本町通4-175-3	501-6274	501-2112
60	みつばち保育園	潮田町3-137-5	505-3281	502-6381
61	入船の森保育園	浜町1-1-1 入船小学校内	505-3211	505-3214
62	東漸保育園	栄町通3-33-16	501-3040	501-3631
63	わくわくの森保育園	市場東中町12-27	508-1858	521-2275
64	ねむの樹 元宮保育園	元宮2-5-28	580-0015	633-1410
65	鶴見ルーナ保育園	尻手1-1-15	582-4152	585-4152
66	太陽の子 尻手保育園	尻手3-8-27	580-4525	580-4526
67	市場保育園	元宮1-17-33	581-6169	582-5560
68	わおわお保育園	矢向1-4-32	583-8010	583-8014
69	ミアヘルサ保育園ひびき矢向	矢向1-10-31	585-2851	585-2852
70	矢向あけぼの保育園	矢向1-5-26	581-7828	633-1800
71	明日葉保育園鶴見園	市場下町5-20	947-3902	947-3903
72	オハナ鶴見保育園	市場下町8-3	718-6092	718-6095
73	市場ポケット保育園	市場大和町3-18	642-8861	642-8862
74	太陽の子 鶴見市場保育園	市場大和町4-5 GreenTerrace2階	717-6385	717-6386
75	尻手すきっぷ保育園	矢向4-26-13	718-5127	718-5128
76	横浜矢向雲母保育園	矢向4-29-34	580-1210	580-1211
77	ぶれすと尻手ほいくえん	尻手一丁目4番51号	834-7121	834-7122
78	こあらっこはうす ル・ソレイユ	矢向3-5-27	583-1477	633-1458
79	ゆめいろ保育園	矢向3-11-48	573-9582	573-9583
80	ココファン・ナーサリー矢向	矢向4-22-13	585-1045	584-5041
81	矢向保育園	矢向5-12-24	583-2525	583-2573
82	ベネッセ 矢向保育園	矢向4-30-17	570-1070	570-1071
83	スターチャイルド《矢向ナーサリー》	矢向6-12-1	571-2345	571-2346
84	新鶴見はなかご保育園	江ヶ崎町17-8	642-3535	642-3536
85	わおわお江ヶ崎保育園	江ヶ崎町21-6	582-8011	582-8033
86	木下の保育園 江ヶ崎	江ヶ崎町16-27	717-6313	717-6313
87	幸いづみ保育園(川崎市との共同整備)	川崎市幸区南幸町3丁目149-3	044-542-5696	044-542-5697

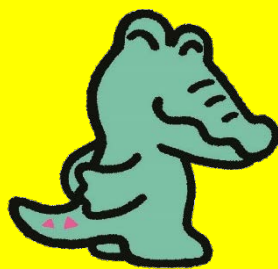
(4) 小規模保育事業

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	三色えのぐの保育園	菅沢町8-1	642-7077	642-7078
2	ユニコーン・キッズクラブ	市場大和町4-8 IPビル2F	501-2676	501-2675
3	鶴見ハート保育園	市場大和町4-18	873-2671	873-2671
4	鶴見Asa保育園	市場大和町5-14 ナイスアーバンズビレッジ鶴見市場II 104	503-3301	503-3301
5	ぶれすと元宮ほいくえん	元宮1-9-44	716-9705	716-9705
6	森の子	矢向1-20-72 ダイヤパレス矢向第二 102	575-0237	716-8973
7	尻手スマイル保育園	矢向4-7-21 ライオンズビル尻手101	718-5314	718-5315
8	矢向つぼみ保育園	矢向4-5-26 ハマビル1階	572-0210	572-0210
9	北寺尾むつみ小規模保育施設	北寺尾5丁目7-33	947-4375	581-1538
10	北寺尾4丁目むつみ小規模保育施設	北寺尾4-4-10 サンビルズB101号室	716-8787	716-6239
11	フラッフィー小規模保育園	北寺尾5-8-16-1	633-1243	633-1406
12	桑の実馬場保育園	馬場一丁目20-12	633-1303	633-1369
13	ひまわりニコニコ保育園	駒岡4-26-14 1階	718-5887	642-5288
14	ロビン小規模保育園	豊岡町40-2	718-6525	718-6526
15	SAIL KID保育園	岸谷二丁目20-1	717-5162	717-5144
16	鶴見中央ハート保育園	鶴見中央1-9-17	716-8722	716-8723
17	鶴見ぬくもり保育園	鶴見中央1-23-32 ルネス横濱鶴見205号室	716-9511	716-9511
18	きらぼし保育園	鶴見中央3-25-8	503-3759	503-0220
19	おれんじハウス鶴見保育園	鶴見中央4-3-8	642-7721	642-7721
20	しおつるばしハート保育園	鶴見中央4-36-30	947-4506	947-4507
21	ひだまりの保育園	鶴見中央4-7-15 1F	642-4555	642-4555

22	鶴見サンフラワー保育園	鶴見中央4-8-8 1階	859-9972	849-9973
23	つるみ共育保育園	鶴見中央5-1-3 ツクダ中央ビル1F	633-7133	633-7135
24	鶴見なのはな保育園	鶴見中央5-27-8 グレイス鶴見第3	642-7731	642-7731

(5) 家庭的保育事業

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	田村家庭保育室	鶴見区獅子ヶ谷1丁目11-35	583-2107	



鶴見区マスコットキャラクター

ワッくん

鶴見区防災計画～震災対策編～

編集・発行 鶴見区役所

発行年月 令和4年 3月

〒 230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

電話 510-1818 (代表)

FAX 510-1889